

## 平成27年第2回砂川市議会定例会

平成27年6月22日（月曜日）第1号

### ○議事日程

- 開会宣告
- 開議宣告
- 日程第 1 会議録署名議員指名  
議事日程報告  
議長諸般報告  
表彰伝達
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 市政執行方針
- 日程第 6 教育行政執行方針
- 日程第 7 一般質問  
延会宣告

### ○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員指名  
北谷 文夫議員  
中道 博武議員  
議事日程報告  
議長諸般報告  
表彰伝達
- 日程第 2 会期の決定  
自 6月22日  
至 6月29日 8日間
- 日程第 3 主要行政報告
- 日程第 4 教育行政報告
- 日程第 5 市政執行方針
- 日程第 6 教育行政執行方針
- 日程第 7 一般質問

多比良 和 伸 君  
武 田 圭 介 君

増井浩一君  
武田真君

○出席議員（14名）

議長 飯澤明彦君  
議員 増井浩一君  
増山裕司君  
佐々木政幸君  
武田真君  
辻勲君  
沢田広志君

副議長 水島美喜子君  
議員 多比良和伸君  
中道博武君  
星洋一君  
武田圭介君  
北谷文夫君  
小黒弘君

○欠席議員（0名）

○ 議 会 出 席 者 報 告 ○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長	善岡雅文
砂川市教育委員会委員長	中村吉宏
砂川市監査委員	奥山昭
砂川市選挙管理委員会委員長	其田晶子
砂川市農業委員会会長	渡邊勝郎

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副市長	角丸誠一
病院事業管理者	小熊豊
総務部長	湯浅克己
兼会計管理者	
総務部審議監	熊崎一弘
市民部長	高橋豊
経済部長	田伏清巳
建設部長	古木信繁
病院事務局長	氏家実
総務課長	安田貢
政策調整課長	河原希之

3. 砂川市教育委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教育長	井上克也
-----	------

教 育 次 長 和 泉 肇

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長 中 出 利 明

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長 湯 浅 克 己

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長 田 伏 清 巳

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長 峯 田 和 興

事 務 局 次 長 高 橋 伸 二

事 務 局 主 幹 佐 々 木 純 人

事 務 局 係 長 渡 部 秀 樹

○議長 飯澤明彦君 おはようございます。開会に先立ちまして、去る6月6日、市内の国道12号線におきまして4名のとうとい命が奪われる痛ましい交通死亡事故が発生しました。犠牲となられました方々のご冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと思います。

全員ご起立をお願いいたします。

黙禱。

[黙 禱]

黙禱を終わります。

ご着席願います。

ここで、5月22日付で人事異動があり、議会説明員の関係者を副市長より紹介したいとの申し出がありますので、これを許します。

[副市長より新説明員紹介]

○議長 飯澤明彦君 続いて、クールビズについてお知らせいたします。

本定例会は、クールビズ実施期間中により、上着及びネクタイを着用しない軽装で対応いたします。上着を脱ぎたい方はお脱ぎください。

開会 午前10時03分

◎開会宣告

○議長 飯澤明彦君 ただいまから平成27年第2回砂川市議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長 飯澤明彦君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 飯澤明彦君 日程第1、会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、北谷文夫議員及び中道博武議員を指名します。

本日の議事日程並びに議長の諸般報告は、お手元に配付のとおりであります。

ここで、第91回全国市議会議長会の定期総会におきまして、同会の表彰規程により表彰を受けておりますので、ただいまから伝達を行います。

したがって、この間議長席を離れますことをお許し願います。

○議会事務局長 峯田和興君 今回受彰されました方のお名前を申し上げますので、質問席の前までお進み願います。

特別表彰、正副議長8年以上、東英男氏。

一般表彰、同じく4年以上、飯澤明彦議員。

特別表彰、議員20年以上、小黒弘議員。

同じく、議員20年以上、沢田広志議員。

なお、東氏及び飯澤議長につきましては、既に授与されておりますので、報告のみとさせていただきます。

〔表彰伝達〕

以上で表彰の伝達を終わります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 飯澤明彦君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今定例会の会期は、本日から6月29日までの8日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、会期は8日間と決定しました。

◎日程第3 主要行政報告

○議長 飯澤明彦君 日程第3、主要行政報告を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 前回の定例市議会以降における主要行政について報告を申し上げます。

6ページ、総務部政策調整課の関係では、2点目の砂川市地域公共交通会議について、3月19日に平成26年度第5回会議を開催し、平成26年度補正予算(案)、実証調査運行結果、実証調査運行アンケート調査結果、今後の方向性について協議したところであります。また、4月22日には、平成27年度第1回会議を開催し、平成27年度予算(案)、砂川市予約型乗合タクシー運行計画(案)について協議し、承認されたところであります。

次に、4点目のETC車載器搭載促進補助金について、1月から5月までの交付件数及び交付金額は73件、31万9,500円を交付したところであります。

次に、9ページ、市民部市民生活課の関係では、8点目の交通死亡事故の発生について、6月6日、西1条北22丁目の国道12号交差点付近で普通乗用車と軽4貨物車が衝突するなどして4人が死亡する交通事故が発生し、交通死亡事故ゼロの記録は227日でストップしたところであります。

次に、9点目の交通安全運動について、(2)に主な啓発運動を記載してございますが、6月6日の交通死亡事故を受け、6月11日から18日まで、6回にわたり、市内関係団体、空知総合振興局、砂川警察署管内1市3町及び歌志内市により緊急街頭啓発を実施したところであります。

次に、12ページ、介護福祉課の関係では、2点目の砂川市高齢者保健医療福祉推進協議会について、5月7日、第1回協議会を開催し、介護保険サービスの一つである特定施設入居者生活介護の基盤整備を図るため、平成27年度に開設するサービス提供事業者を公募し、応募事業者からの提案内容について審査をしたところであります。

次に、14ページ、経済部商工労働観光課の関係では、2点目の国道一直線商店街花いっぱい運動について、5月28日・29日の両日、砂川商店会連合会が実施主体、砂川市・砂川商工会議所が支援団体となり、北海道開発局札幌開発建設部滝川道路事務所のボランティア・サポート・プログラム事業を活用し、植樹枡に植花を実施したところであります。実施区間は、国道12号北5丁目から南1丁目までの総延長2,300メートル、植樹枡は279枡、花種はマリーゴールド5,520株、枡管理者は地先商店主等の201人であります。

次に、3点目の砂川「もっと花いっぱい運動」について、6月1日・2日の両日、中心市街地活性化事業に基づく中心市街地回遊事業の一環として、JR砂川駅前から砂川市立病院までの通りと十字街沿線を地先の商店等が主体となり、地域住民ボランティアの参加を受けて植樹枡に植花やプランターを設置したところであります。実施区間は、道道砂川停車場線、北2丁目線、南1丁目線で、総延長300メートル、植樹枡は37枡、花種はマリーゴールド1,320株、サルビア1,320株、枡管理者は地先商店主等の28人であります。

次に、16ページ、農政課の関係では、4点目の農作物の生育状況について、風の影響などにより一部の圃場で植え傷みや食害痕が見られるものの、適度な降雨と好天により順調に生育しているところであります。

次に、21ページ、建設部建築住宅課の関係では、7点目のすながわハートフル住まいる助成金について、各事業の2月から5月までの交付件数及び交付金額は、(1)永く住まいる住宅改修助成事業は5件、107万4,000円、(2)まちなか住まいる等住宅建設又は購入助成事業は14件、572万1,000円、(3)高齢者等安心住まいる住宅改修助成事業は4件、34万3,000円をそれぞれ交付したところであります。

次に、8点目の住宅用太陽光発電システム導入費助成事業について、2月から5月までの交付件数は4件、交付金額は58万1,000円を交付したところであります。

次に、23ページ、市立病院の関係では、2点目の平成27年度附属看護専門学校の入学状況について、一般入学受験者95名のうち合格者23名、推薦入学試験合格者14名、合計37名の学生が4月9日に入学したところであります。本年度当初の各学年在籍状況は、1年生39名・2年生36名・3年生32名の総数で107名となったところであります。

以上を申し上げまして、主要行政報告といたします。

◎日程第4 教育行政報告

○議長 飯澤明彦君 日程第4、教育行政報告を求めます。

教育長。

○教育長 井上克也君 (登壇) 前回定例会以降におきます教育行政の主な内容につきましてご報告申し上げます。

初めに、学務課所管について申し上げます。1点目の学校の現況についてであります。5月1日の学校基本調査による現況では、学級数は小学校で砂川小学校1学級、中央小学校1学級、空知太小学校2学級、北光小学校1学級それぞれ増加の計5学級増加、中学校で石山中学校1学級増加し、全体で6学級増加となっております。児童生徒数は、小学校で33名、中学校で3名それぞれ減少し、全体で36名減少となっております。教職員数は、小学校で8名増加、中学校で1名増加し、全体で9名増加となっております。表に記載のとおり、平成27年度は学校数7校、学級数、小学校46学級、中学校20学級、計66学級、児童生徒数、小学校772名、中学校470名、計1,242名、教職員数、小学校80名、中学校40名、計120名となっております。

2点目の砂川高等学校4間口復活の要望についてであります。砂川高等学校の今年度入学者数の状況から、北海道教育委員会は公立高等学校配置計画において、平成27年度の間口数を4間口から3間口に変更したことから、北海道教育委員会に対し、砂川市、砂川市議会及び砂川市教育委員会連名による「北海道立砂川高等学校の4間口復活についての要望書」を提出いたしました。また、この要望書にあわせて、市内各町内会を通じて市民の皆様にご協力をいただいた7,808名の署名を添えて砂川高等学校PTA・同窓会会長、砂川市PTA連合会会長、砂川・石山中学校PTA会長連名による請願書を提出いたしました。なお、6月2日に北海道教育委員会が公表した平成28年度から30年度までの公立高等学校配置計画(案)において、砂川高等学校の間口数が4間口に復活となったところであります。

続きまして、2ページの社会教育課所管について申し上げます。2点目の春のあいさつ運動についてであります。あいさつ運動推進委員会が主催する「春のあいさつ運動」があいさつ運動強調週間である5月27日から29日までの3日間、市内小中高校の児童生徒、PTA、町内会、老人クラブ、民生児童委員協議会など62団体の参加を得て実施されました。

次に、4点目の砂川市少年の主張大会についてであります。6月7日、公民館において、砂川の将来を担う青少年が意見を発表する場を設け、未来に向けての夢、社会に対する希望を発信してもらうことにより、青少年の健全育成及び非行防止に対する市民の理解を深める契機となることを目的に開催いたしました。当日は、砂川中学校5名・石山中学校2名の計7名が参加市民57名の前で「少年の主張」を行い、砂川中学校2年、田中咲穂さんが空知大会への出場者に選考されました。

続きまして、図書館所管について申し上げます。1点目の図書館お楽しみ会についてありますが、4月18日、図書館視聴覚スタジオにおいて、幼児・児童27名、保護者等15名の計42名の参加を得て開催いたしました。この事業は、4月23日から5月12日までの子ども読書週間事業として実施したもので、子供たちが楽しい体験を通して読書への関心を高めてもらうことを狙いとしており、当日は「ミニミニ人形シアター」と題して、ボランティアの方も加わり、さまざまな人形劇の発表や工作などを行いました。

続きまして、スポーツ振興課所管について申し上げます。4ページをごらんいただきます。3点目のヨット・カヌー試乗会についてですが、5月17日、北光公園において開催された緑と花の祭典にあわせ、スポーツ推進協力員やヨット・カヌー協会等の協力を得て実施し、522名の参加がありました。

4点目の北海道B&G地域海洋センター連絡協議会役員会及び総会についてですが、6月1日、地域交流センターゆうにおいて平成26年度の事業及び決算報告と平成27年度の事業計画及び予算について協議し、承認されました。また、総会終了後、B&G財団から平成26年度の優良海洋センター及び広報大賞等の授与が行われ、砂川市は施設別利用者数部門で全国に147カ所ある艇庫のうち第9位で表彰されました。

以上を申し上げまして、教育行政報告とさせていただきます。

#### ◎日程第5 市政執行方針

○議長 飯澤明彦君 日程第5、市政執行方針の説明を求めます。

市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 平成27年第2回市議会定例会の開会に当たり、市政執行に関する私の所信と基本方針を申し上げまして、議員各位並びに市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、過日行われました市長選挙におきまして、市民の皆様の温かいご支援を賜り、引き続き、砂川市長として2期目の市政を担うこととなりました。

改めて責任の重さに身の引き締まる思いではありますが、初心に返り市民の皆様のご期待に応えられるよう、全力でまちづくりに挑む所存であります。

また、2期連続の無投票という結果であり、選挙の洗礼を受けておりませんが、1期目は、私の政策と市民の皆様が求めているものに差があつてはいけないという思いから、そういう考え方の違いを確認するため、積極的に市民の皆様と対話をし、ご意見をいただきながら行政運営を行ってまいりました。これからの4年間も1期目と同様にみずからが動き、市民の声を聞き、みずからが政策を決定していくというスタイルを続け、より効果的な事業を選択し、まちづくりを進めていきたいと考えているところであります。

また、本年は、人口減少に歯どめをかけ、それぞれの地域で住みよい環境を確保し、将来にわたり活力ある社会を維持していくため、まち・ひと・しごと創生法に基づく人口ピ



ジョンと地方版総合戦略の策定が全市町村に求められております。策定に当たっては、国の総合戦略を勘案しつつ、効果の高い施策を実施していく観点から、産業界を初めとして多くの関係者の皆様と懇談を行い、ご意見をいただきながら進めてまいります。

平成27年第1回市議会定例会におきまして、本年度の当初予算は、一部継続的事業を除き、骨格予算として編成したところであり、今定例会での補正予算が、私の政策予算となります。

まず、今定例会における補正予算についてであります。保育所の保育料軽減やハートフル住まいの推進事業の拡充などによる少子化対策、地域経済活性化が期待されるスマートインターチェンジ開通にあわせた市街地への回遊促進策などを行うものとしたしました。

さらに、建設事業では、道路の新設改良事業、公園改修整備、公営住宅の改修及び団地環境整備事業などを実施するとともに、教育施設の改修などを実施するものとして、予算の編成を行ったところであります。

以下、補正予算の大綱につきまして、ご説明を申し上げます。

総務費につきましては、耐震性や利便性に課題のある市役所庁舎について、市民の意見を聞く「庁舎整備検討委員会」を設置して、今後の整備について検討を進めてまいります。

また、定住促進・少子化への対策として、未婚者を結婚へと導くため、市内関係団体による「すながわ出会い創出支援協議会」を設立して、婚活の具体的な研究などのほか、未婚者への情報提供を行うとともに、独身男女の出会いの場となるイベントなどを実施する団体に対して、支援を行ってまいります。

さらに、地域公共交通の導入については、地域公共交通会議において、実証調査運行や各種調査事業を実施して検討を進めてまいりましたが、利便性・効率性・持続性が高いジャンボタクシーなどによる予約型乗合タクシーの本格運行を本年10月1日より開始し、高齢者などの移動手段の確保を図ってまいります。

次に、民生費につきましては、高齢者世帯などの除雪について、生活路の除雪を行う除雪サービス事業に加え、屋根雪などの除排雪を自力で行うことが難しくなっている高齢者などの世帯がふえてきておりますので、除排雪に係る費用の一部の支援を行い、除雪作業中の事故防止、適切な住環境の確保を図ってまいります。

また、子育て支援として、乳幼児のいる世帯では、紙おむつなどの処理に多くの指定ごみ袋を使用することから、ゼロ歳から3歳未満の子供を持つ世帯に対し、燃やせるごみ袋を配付して、子育て世帯の負担軽減を図ってまいります。

さらに、保育サービスでは、本年9月より保育所の保育料一律10%の軽減を図るとともに、一時的に保育に欠ける児童や保護者の育児に伴う負担の解消のための一時保育事業について、対象児童を2歳児以上から1歳児以上に引き下げ、子育て支援の充実に努めてまいります。

次に、衛生費につきましては、出産を迎える妊婦はさまざまな不安を抱えていることか

ら、健康診査及び超音波検査について、出産まで安心して受診できるよう、経済的負担を軽減する補助制度の拡充及び陣痛が起きた際の病院への移送について、タクシー事業者のご協力をいただき、事前に登録を行うことで、優先して配車される仕組みを構築するとともに、移送時に使用する使い捨てシートなどを事業者に配付するなど、安心して出産できる体制づくりを図ってまいります。

また、インフルエンザの発症及び重症化の予防のため、中学生までの予防接種に対する費用の一部を補助することで、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図り、接種しやすい環境づくりに努めてまいります。

さらに、ごみの不法投棄が増加傾向にあることから、監視カメラを増設し、山林、高速道路の側道など、人目に触れにくい場所での不法投棄防止体制の強化を図り、あわせてパトロールを実施するなど、関係機関と連携を図りながら地域の環境保全に努めてまいります。

次に、農林費につきましては、農業の持続的な発展を図るため、地域の担い手として中心となる経営体が経営の規模拡大や多角化などに取り組む際に必要となる農業用機械の導入に対する支援を行い、意欲ある担い手の育成及び確保に努めてまいります。

次に、商工費につきましては、市街地回遊事業やスイートロード事業を行っている「砂川市中心市街地活性化協議会」に対する補助を行い、それらの事業展開によって中心市街地のにぎわい創出と活性化を図ってまいります。

また、商店会連合会商品券発行事業として、砂川商店会連合会に補助を行い、市内での直接的購買を促すことによって、商店街の振興を図ってまいります。

さらに、スマートインターチェンジを利用して市内経済の振興を図るため、情報雑誌などのメディアを活用したPR及び新聞広告の掲載によって、情報提供を進めるとともに、ハイウェイオアシス館内にモニターを設置して砂川のPR映像を映し出し、市街地への回遊促進を図ってまいります。

次に、土木費につきましては、交通網の整備として、17路線の改良舗装・交通安全施設工事及び測量委託を行うとともに、橋梁の長寿命化にも取り組むなど、幹線道路及び生活道路の整備を進め、道路環境の向上及び交通安全対策に努めてまいります。

また、計画的なまちづくりを進めるための都市計画用途地域について、都市計画マスタープランに即し、周辺環境との調和に配慮した見直しを行うとともに、交通量などに応じた街路網の見直しを行ってまいります。

公営住宅の整備として、宮川中央団地の長寿命化を図るため、排水管改修工事を継続して実施するとともに、東町団地集会所について、長寿命化工事にあわせ、バリアフリー工事を実施し、コミュニティ施設として利便性を高めてまいります。

また、団地の環境整備を図るため、宮川中央団地の公園整備を継続して実施するとともに、新たに北光団地の公園環境整備にも取り組み、団地内の交流の場として、施設の充実

を図ってまいります。

さらに、住生活基本計画に基づき進めている、定住促進及びまちなか居住などのための民間住宅施策であるハートフル住まいる推進事業において、子育て世帯への支援を図るため、新たに永く住まいる住宅改修補助金について、18歳以下の子供がいる世帯に対して上乗せ補助を実施し、また、まちなか住まいる等住宅促進補助金についても18歳以下の子供がいる世帯に対して子供の人数に応じた上乗せ補助を実施するとともに、市外からの移住促進策として、まちなか住まいる等住宅促進補助金では新規転入者に対し、1世帯20万円分の商品券を交付するなど、制度の拡充を図ってまいります。

次に、消防費につきましては、災害発生時に必要な食料などのほか、非常用発電機などの備蓄を、引き続き、計画的に進めるとともに、迅速な応急対応ができるよう、備蓄品を保管するための防災備蓄倉庫の建設に取り組んでまいります。

次に、教育費につきましては、各小中学校の整備として、老朽化した施設、設備の改修などを行うとともに、校内LANの環境整備を行うなど、教育環境の改善に努めてまいります。

また、公民館は利用者の皆様のご理解をいただき、耐震改修などに取り組んでいるところでありますが、この改修にあわせ、老朽化が進んでいる各種備品についても更新を進めるとともに、照明のLED化を行ってまいります。

さらに、海洋センターの整備として、体育館の屋根改修及び艇庫のアスベスト除去工事を実施してまいります。

以上が、今回、予算措置しました事業の主なものであります。

これら一般会計の追加事業費は、7億4,925万円を計上する一方、この補正予算に要する財源につきましては、歳入では国・道の補助金6,795万1,000円、市債の3億1,610万円、ふるさと応援寄附金を活用するため、積み立てた基金から1,272万4,000円の繰り入れを行い、なおも財源不足が生じたことから、財政調整基金からの取り崩しを行うところであります。

この結果、補正後における予算規模は、119億7,900万円となり、前年度の当初予算と比較して、5.6%の増となったところであります。

私は、2期目の市政執行に当たり、次の点をこれからのまちづくりの課題として取り組んでまいりたいと考えております。

まず、少子化対策と子育て支援の充実であります。若い世代などが安心して子供を産み育てることができる環境づくりを創出するため、出産に向けた支援、出産後における子育て支援に取り組んでまいります。さらに子育て中の保護者が安心して就労することができるよう、保育所などに入所中の児童が病気になった場合及び病気の回復期において、一時的に児童を預かることができる病児・病後児保育施設の開設を検討してまいります。

また、多子世帯については、同一世帯から同時入所を条件として2人目以降の保育料を

半額及び無料としておりますが、上の子供が同時入所していない場合でも現行と同様の支援ができるよう、子育て世帯の負担軽減を検討してまいります。

次に、市民がいつまでも安心して暮らし続けることができる社会の構築であります。国民健康保険の加入者を対象とした特定健診につきましては、生活習慣病の発症及び重症化の予防につながるため、未受診者への勧奨訪問及び健診体制の見直しなどによって、受診率の向上に取り組むとともに、市民の皆様が健康であり続けることができるよう、食生活改善協議会とも連携し、健康維持・増進に努め、超高齢化社会の中、今後予定しております介護施設整備などに伴う、介護保険料の上昇抑制にもつなげてまいります。

また、高齢者の見守り・支える仕組みにつきましては、平成25年度から市が保有する65歳以上の高齢者情報などをもとに町内会や民生委員の皆様などのご協力をいただきながら取り組んでまいりましたが、高齢期を迎えても地域で安心して暮らすことができる地域包括ケアシステムを構築するためには、今後も支援が必要な高齢者を的確に把握し、見守りにつなげるとともに、医療と介護の効果的、効率的な連携及び生活支援などが求められております。

このことから、引き続き、地域における高齢者の見守り事業に取り組むとともに、市立病院の電子カルテなどの患者情報を共有するネットワークを構築するため、市内の医療、介護などの関係機関による協議会を設立し、稼働に向けた協議を進めてまいります。

さらに、市立病院につきましては、超高齢社会を見据えた医療制度改革の推進など、病院を取りまく環境がさらに変化していく中、地域医療の中核としての役割を今後も担い続けることができる安定した経営基盤の確立と質の高い医療の提供に取り組んでまいります。

最後に、JR砂川駅のバリアフリー化であります。この事業につきましても、砂川市のみで実施できるものではないことから、手法も含めて、引き続き、関係機関と検討、協議を進め、駅利用者の利便性向上に向けて取り組んでまいります。

本年は地方創生元年、砂川市においても、地域の特色や資源を生かし、市民の皆様身近な施策を幅広く展開することが必要であり、とりわけ、人口減少に歯どめをかけるための少子化対策、定住化対策が大変重要であると考えております。

そのためには、これからの4年間、私みずからが先頭に立ち、全身全霊をかけて邁進してまいりますので、議員各位並びに市民の皆様のご理解と一層のご支援、ご協力を重ねてお願いを申し上げます。

以上、所信を申し述べまして、平成27年度市政執行方針といたします。

#### ◎日程第6 教育行政執行方針

○議長 飯澤明彦君 日程第6、教育行政執行方針の説明を求めます。

教育長。

○教育長 井上克也君 (登壇) 平成27年第2回砂川市議会定例会の開会に当たり

「平成27年度教育行政執行方針」について申し上げます。

地域社会のつながりや支え合いの希薄化に伴う家庭の孤立化やグローバル化の進展、技術革新など、社会構造や生活環境が大きく変化する中、将来を担う子供たちが、こうした変化を乗り越え、他者とかかわりながら自立した人間として、未来を切り開いていく知恵と実行力を身につけることが求められています。

教育委員会といたしましては、幼・小・中・高等学校における連携を図り、学校・家庭・地域の協働体制を一掃強化するとともに、市民一人一人がその生涯にわたって、あらゆる機会や場所において学習することができ、心身ともに健康で、生きがいのある充実した人生を送ることができる生涯学習社会の実現に向けた取り組みを進めてまいります。

以下、主な施策について申し上げます。

初めに学校教育について申し上げます。

本市の子供たちが、変化の激しい多様な社会を生き抜くためには、個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力を育成することが大変重要であり、あわせて個性や能力を最大限に発揮していくことが重要であります。

そのための土台として、学習指導要領の趣旨に基づいた「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」をバランスよく育成し、児童生徒一人一人の将来に生きて働く力を育成することを義務教育に携わる者の責務と再認識し、次の7つの観点から学校教育を推進してまいります。

第1に、豊かな教育活動を推進する教育環境を整備してまいります。

子供たちの学ぶ意欲を高め、変化の激しい多様な社会をたくましく生き抜く力を育む教育活動を支えるためには、子供が安心して学べる教育環境が必要であります。

そのような良好な教育環境の維持・改善を図るため、本年度におきましては、小学校の教科書改訂に伴い、教育内容や指導方法に即した教材・教具を整備するとともに、小中学校の校内LANの環境整備を初め、遊具の整備やトイレの洋式化のほか、プール設備の修繕、校内放送や暖房・給水設備の改修など、施設・設備の整備、修繕等を計画的に行ってまいります。

また、インターネットやゲーム機器の普及に伴い、子供の読書離れが懸念されておりますことから、児童生徒が望ましい読書習慣を身につけることができるよう、学校図書館の整備も引き続き行ってまいります。

なお、北光小学校につきましては、単式学級維持のため本年4月に教諭1名を採用し、児童の学習環境の保持に努めているところであります。

第2に、豊かな学びを支える就学支援の充実を図ってまいります。

義務教育においては、家庭の経済状況にかかわらず、誰もが安心して教育を受けることができる教育環境を整えることが重要であります。

そのため、「必要とされるところに適切な援助を行う」ことを目的とし、就学援助制度

を適正に運用し、公平で的確な支援に努めるとともに、幼稚園就園奨励費補助金の交付による、就学前教育の充実を図ってまいります。

第3に、「確かな学力」を育む学習指導の充実を図ってまいります。

児童生徒が変化の激しい社会において自立して生きていくためには、基礎的・基本的な知識・技能を確実に身につけ、それらを活用しながら、解のない問題へ挑み、児童生徒がそれぞれの答えを見つけたり、同時に課題を発見したりして、知を再構築していく力を育成することが重要であります。

このことから、全国学力・学習状況調査や標準学力テスト等から、本市の児童生徒の学力の成果と課題を詳細に分析し、「わかる・できる」喜びや楽しさを実感させるための授業実践に努めてまいります。

また、各教科等における「言語活動」の充実を通して、言語能力を高めることを基盤とした、あらゆる場面に役立たせることができる学力の育成を図るとともに、生涯にわたって学び続ける態度を育成することができるよう、総合的な学習の時間の工夫・改善に努めます。加えて、児童生徒一人一人の習熟度や興味・関心に応じた学習サポートに努め、家庭と連携した生活習慣の改善や、望ましい学習習慣の定着化を図ってまいります。

第4に、一人一人の持てる力を高める特別支援教育を推進してまいります。

障害のある子供が積極的に参加・貢献していくことができる共生社会の形成を目指す中で、一人一人の個別の教育的ニーズをさまざまな見地から検証し、最も適した教育の場を提供するとともに、それぞれの子供たちの自立と社会参加を見据えた、多様で柔軟な学びの支援を行うことが重要であります。

このことから、各学校における特別支援教育コーディネーター及び校内委員会の機能的活用を図るとともに、個別の指導計画と支援計画を作成し、効果的に活用してまいります。

また、保護者や関係機関と積極的に連携し、個々のニーズに応じた支援体制の充実を図るとともに、教職員一人一人が、あらゆる機会を捉えた校内外の研修を通して、特別支援教育の視点を持って教育活動に当たることができるよう支援してまいります。

第5に、豊かな人間性を育む教育を推進してまいります。

子供たちが互いを尊重し、ともに支え合いながら社会の一員として成長していくためには、自分自身の存在価値を認識し、他者への思いやりの心を持ち、望ましい社会性や規範意識を身につけることが大切であります。

このことから、道徳教育の全体計画や年間指導計画の整備を図り、「わたしたちの道徳」を効果的に活用した道徳教育を推進するとともに、保護者・地域に道徳の授業内容を広く発信し、児童生徒と家庭・地域が道徳の授業内容を共有できる環境づくりに努めてまいります。

また、豊かな人間性を育むための具体的な生徒指導に当たっては、予防的な生徒指導や児童生徒一人一人に寄り添う指導を通して、自立心や社会性・自律性の育成に努めるとと

もに、特にいじめ、不登校等生徒指導上の諸問題について、学校・家庭・地域の連携をより一層充実させ、各学校においては、児童生徒一人一人の変化や様子を把握するための個人面談や教育相談の適切な実施に努め、把握した情報を各校で設置している組織等で多角的に分析し、その未然防止、早期発見、早期対応に努めるよう指導してまいります。

第6に、健やかな体を育む教育を推進してまいります。

平成25年度より悉皆調査となった全国体力・運動能力、運動習慣等調査における平成26年度の結果におきましても、児童生徒の体力や運動能力の低下が指摘され、スポーツに親しむ習慣や意欲を育成することが強く求められております。

このため、同調査の結果や、各校で実施する運動能力テストから、これらの成果と課題を多角的に分析し、家庭・地域と連携しながら、課題の改善を図るための取り組みを推進してまいります。

また、食育を通して、食に関する正しい知識と食を選択する力を身につけ「早ね・早起き・朝ごはん」など、基本的な生活習慣の定着のため、引き続き、家庭や地域と連携した指導に努めてまいります。

さらに、地元の安全な農産物を多く取り入れるため、生産者と交流を図りながら、学校給食を「生きた教材」として活用していくとともに、学校給食センター施設の整備点検や角仕切り皿、食器箱の更新を行うなど、機材の計画的な整備を図り、衛生管理の徹底に努め、安全・安心で、栄養バランスのとれたおいしい学校給食を提供してまいります。

加えて、子供の虫歯予防に高い効果が認められているフッ化物洗口事業につきましても、引き続き、着実な取り組みを推進してまいります。

第7に、信頼される学校づくりを推進してまいります。

学校が、保護者や地域の信頼に応え、子供の健やかな成長を図るためには、学校、家庭、地域が目標を共有し、次世代を生きる子供たちに「生きる力」を育む教育を総がかりで推進することが必要であります。

そのために保護者、地域住民との連携、協働の取り組みを進め、地域全体で子供の豊かな成長を支える教育活動の充実を図ってまいります。

特に、学校運営や教育活動について、組織的・継続的に改善を図る学校評価システムの充実に努め、評価結果を適切に公表し、家庭や地域との情報の共有化を図ってまいります。

また、義務教育9年間を通して、一貫性や連続性のある指導を行うために、幼稚園や保育所と連携した小学校入学前における子供の状況の把握に努めるとともに、小中学校間の縦の連携や小学校間、中学校間の横の連携をより一層深め、学力・体力の向上や豊かな心を育む教育の充実、小1プロブレムや中1ギャップの解消、不登校の未然防止といった今日的な教育課題の解決を図ってまいります。

以上、学校教育の推進に加え、砂川高等学校に対しましては、地元高等教育の充実に向け、サテライト授業の実施に要する経費を助成するなど、引き続き積極的な支援に努めて

まいります。

砂川高等学校におきましては、今年度の入学者数が100名にとどまり、北海道教育委員会は公立高等学校配置計画において、平成27年度の間口数を4間口から3間口に変更したことから、北海道教育委員会に対し、関係機関、関係団体と連携するとともに、町内会連合会のご協力をいただき、市民の皆様による署名活動を実施し、要望書、請願書の提出を行い、6月2日に北海道教育委員会が公表した平成28年度から30年度までの公立高等学校配置計画案においては4間口復活となりましたが、今後におきましても学校、関係機関、関係団体との連携を図り、4間口の維持・確保に努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

過疎化、少子高齢化が進行し、地域社会や教育環境が大きく変化していく中、心の豊かさや生きがいがありますます求められており、市民がより主体的、意欲的に生涯学習に取り組むことができるようさまざまな学習機会を提供し、学びへの意識を高めていくことが社会教育として重要となっております。

また、学習したことを市民に発表、還元することは、次の学びに対する意欲につながるとともに、学習者が指導者へと成長する機会にもなることから、人材育成の観点からも重要な視点であります。

学校や地域における教育力を高めるためにも、地域の住民がさまざまな場面に参加しやすい環境づくりを進めるとともに、地域の人材の発掘、育成、活用を積極的に行う必要があります。

本市の社会教育では、各ライフステージに応じた学習の機会や情報の提供に努め、地域との連携を図りながら多様なニーズに応える事業を実施しております。

本年度は、教育資源や人材の活用を進め、世代間や団体間につながりのある活動を展開するとともに、次の8つの活動を中心にさまざまな課題の解決を図ってまいります。

第1に、生涯学習の充実に努めてまいります。

市民のニーズを的確に捉え、これからの社会で必要な学習の提供を行い、学習への意欲向上を図るとともに、今後の地域社会や社会教育にかかわる活動を支えていく中間年齢層の参加、参画の体制づくりを進めていくことが必要であります。

青年教育ステージでは、同世代の若者が集う場として新たな講座を開設し、さまざまな活動を通じて仲間のきずなを深め、本市砂川への愛着心を育むとともに、地域課題への意識や地域活動への意欲を高めるための学習機会の充実に努めてまいります。

成人・高齢者教育ステージでは、生き生きと学び続けられる学習環境の充実に努め、文化活動やスポーツ活動を含めた生涯学習に取り組むきっかけづくりを行うとともに、学びの還元の間を積極的に設定し、さまざまな地域活動やボランティア活動などへの参加、参画につなげてまいります。

第2に、家庭教育の推進を図ってまいります。



青少年の健全育成を進め、住みよい地域社会を構築する上で、家庭の教育力を向上させていくことは重要であり、学校・家庭・地域・関係機関などが連携を強化し、家庭教育に関する学習機会を充実させ共通理解を図っていくことが求められております。

家庭教育の充実を図るため、乳幼児や小中学生の保護者を対象とした「子育て教室」や「家庭教育セミナー」を実施しており、学校・家庭・地域・PTAなどとの連携を深めながら働きかけを強化してまいります。特に、乳幼児教育に関しては、教育・保健・福祉部局との連携により家庭教育支援チームを組織し、3者が協力してセミナーなどの充実や人材育成を進めてまいります。

また、市内企業の協力により実施している「砂川市家庭教育サポート企業」との連携強化に努め、企業の家庭教育への支援意識を高めることで家庭教育環境を整えるとともに、社会教育事業への協力などを通じて、さらなるサポート体制の構築に向けた取り組みを推進してまいります。

第3に、読書活動の普及促進を図ってまいります。

読書活動は、生涯にわたって続けられる楽しみであるだけでなく、必要な知識を得る学習手段でもあることから、市民のニーズに応じた情報提供や利用者相談体制の充実に努め、市民が読書に親しむことができる環境づくりを進めることが重要であります。

乳児期から読書に親しむ習慣を定着させるために開始した「ブックスタート事業」を継続するとともに、図書館が拠点となり学校や家庭の読書活動推進のための取り組みを進めてまいります。

また、平成23年度からの5年間を計画期間とする「砂川市子ども読書活動推進計画」の最終年であることから、これまでの成果を検証し今後の推進の方向性について検討してまいります。

第4に、地域で支える青少年健全育成活動を推進してまいります。

子供たちを事件事故から守り健全に育成していくという視点で、学校や家庭、警察など関係機関はもとより、地域や企業なども含め砂川市全体で子供を見守り育てる体制の充実を図るとともに、地域の人材を活用した学習機会の提供を図ることが重要であります。

「あいさつ運動」は、毎年の取り組みの積み重ねにより地域での活動に盛り上がりを見せており、また、放課後の子供の安心・安全な居場所づくりを目的とする「放課後子ども教室」は、現在、空知太小学校、豊沼小学校、「地域交流センターゆう」で行われ、多くの地域の方々のご協力により推進されております。

こうした取り組みを通して、市民の青少年健全育成への関心を高め、具体的な活動に発展するよう働きかけを行い、住民の地域づくりへの意識を高め、日常的な子供の安心・安全を見守る体制へつなげてまいります。

第5に、スポーツ・レクリエーション機会の充実を図ってまいります。

市民一人一人が、生涯におけるさまざまな段階で、自己の能力や状況に応じてスポーツ

に親しみ、健康の保持増進に積極的に取り組むことができる環境の充実に向け、本年度は海洋センター体育館の屋根の改修及び艇庫のアスベストの除去を実施するほか、総合体育館のバスケットボール移動式ゴールを更新し、ミニバスケットボール大会の開催等も視野に入れ、利用環境の充実に努めてまいります。

また、本市で開催されます兵庫県赤穂市とのスポーツ交流事業を通して、少年スポーツの振興を図ってまいります。

第6に、公民館における学習活動を推進してまいります。

公民館は、各グループ・サークルの活動がより活発となるとともに、生涯学習の拠点施設としての機能を果たし、さまざまな世代が集いお互いに学び合える環境を整備していくことが求められております。

本年度は公民館の耐震改修等工事を実施いたしますが、移動ステージや調理備品等の更新も予定し、利用者がより安心して快適に利用できる施設となるよう環境整備を図ってまいります。

また、公民館を中心に実施している「百人一首による地域活性化推進事業」につきましては、引き続き子供から高齢者までが世代間の交流を深めるとともに、関係機関などとの連携により公民館から地域に活動の輪を広げ、地域活動の機運が高まるよう働きかけを行ってまいります。

第7に、芸術・文化活動の充実に努めてまいります。

芸術・文化活動は、全ての世代にとって豊かな情操を養うために大切であるだけでなく、まちの元気を生み出す重要な手段でもあることから、その充実が求められています。

「特定非営利活動法人ゆう」や市内の文化団体と協力して、市民がこれまで以上に自主的な文化活動が展開できるよう働きかけを行うとともに、文化協会による市民文化の振興事業や実行委員会による市民文化祭など、活動の充実に向けた取り組みに支援を図ってまいります。

「地域交流センターゆう」は、開館以来多くの市民に利活用されており、にぎわいと交流の拠点施設として一層充実が図られるよう指定管理者の「特定非営利活動法人ゆう」との連携を密にするとともに、今後の運営管理のあり方についても協議を進めてまいります。

第8に、文化財・郷土資料の保存活用に努めてまいります。

文化財や郷土資料などの積極的な周知と活用を図り、郷土の歴史を次の世代へ継承することは、本市への愛着心を育む上で重要であります。

地域に残る文化財や郷土資料は、学術的な資料としてだけではなく、先人たちの生活上の苦労や工夫を学習することでふるさとを大切にする意識の醸成を図る教材でもあることから、それらを活用した特別展示や子供を対象とした事業の充実に努めてまいります。

なお、郷土資料室は公民館の改修工事期間中、閉館となりますが、郷土の学習を効果的に進めるため、学校に対する郷土資料の情報提供に努め、児童生徒が興味関心を持つよう

な学習活動を支援するとともに、子供から高齢者までの幅広い世代が、ふるさと砂川への理解と郷土愛を深められるよう働きかけを行ってまいります。

以上、申し上げてまいりましたが、教育行政の執行に当たりましては、学校・家庭・地域との連携を深め、職員一丸となって計画的かつ効果的・効率的な取り組みに努めてまいりますので、市議会を初め、市民各位並びに関係団体・各機関のご支援・ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、平成27年度教育行政執行方針といたします。

○議長 飯澤明彦君 10分間休憩します。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時07分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

### ◎日程第7 一般質問

○議長 飯澤明彦君 日程第7、一般質問に入ります。

質問通告者は9名であります。

順次発言を許します。

多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 (登壇) それでは、通告に基づきまして、一般質問させていただきます。

1、危険空き家について。空家等対策の推進に関する特別措置法により、倒壊のおそれや衛生上問題がある空き家の所有者に対して、市町村が撤去や修繕を勧告、命令できることになりました。勧告を受けると固定資産税の優遇を受けられなくなります。また、命令に違反したら50万円以下の過料に処せられ、強制撤去も可能となりました。本市における現在の状況と今後の対応について伺います。

2、福祉市営塾の創設について。収入格差が学力格差につながるという話がある中で、さらに全国学力調査の結果を見ても決して満足のいく結果とは言えません。前回教育委員会に対して一般質問したところ、特に対策をとるというわけではなく、現状の中で対応していくとの答弁でありました。そこで、福祉目的としての市営塾を創設し、収入格差による学力格差の是正によって地域の人材育成につながるものと考えますが、これを取り組む考えがないか伺います。

3、保育園園児への学習支援について。現在市内3つの保育園のうち2つの保育園では、保護者の実費により、テキストを利用した学習が行われています。これを取り組むには保育士の多大なる支援が必要となりますが、保護者からは大変好評です。保育園は幼稚園と違い、福祉施設ではありますが、砂川市の未来を担う大切な子供たちに変わりはありません。市としてこの取り組みに対して支援をする考えがないか伺います。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 古木信繁君（登壇） 大きな1、危険空き家についてご答弁申し上げます。

近年人口減少や高齢化などにより、全国的に空き家が増加し、適切に管理されていない空き家が地域の防災、衛生、景観などの生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、地域住民の生命、身体、財産の保護や生活環境の保全を図り、あわせて空き家などの活用を促進することを目的に、空家等対策の推進に関する特別措置法が制定され、本年5月26日より完全施行されたところであります。この法律では、空き家及びその敷地について、倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある状態や著しく衛生上有害となるおそれのある状態、著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあるものを特定空き家等と定義し、市町村長はその所有者などに対し、周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言または指導し、改善されない場合は勧告、命令、行政代執行といった措置をとることができ、また税制上の措置や命令に違反した者への過料についても定められております。

ご質問の砂川市における現在の状況であります。砂川市では平成26年4月から砂川市空き家等の適正管理に関する条例を施行しており、これまでに広報、ホームページ、市役所ロビーにパンフレットを置くなど、広く周知を図るとともに、審議会の開催、市民からの情報や現地調査による実態把握を行っており、平成26年度末における空き家の件数は468件で、そのうち条例で定める管理不全な状態の空き家は8件確認しており、所有者などへ適正に管理するよう助言や要請を行い、改善措置を行う意思を示さなかった2件の所有者などに条例に基づく指導書を送付しております。また、空き家情報の提供や空き家に関する窓口相談なども引き続き行っているところであります。

今後の対応につきましては、現在把握している468件の空き家について特定空き家等に該当するかどうかの調査検討を行い、特定空き家等と認められるものについては法に基づく対応を行ってまいります。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君（登壇） 私から大きな2と3についてご答弁申し上げます。

初めに、大きな2の福祉市営塾の創設についてご答弁を申し上げます。福祉の観点から申し上げますと、本年4月から施行された生活困窮者自立支援法の中で、地域の実情に応じて実施することができる任意事業として学習支援事業が位置づけられております。本事業は、貧困の連鎖を防止するため、生活保護世帯及び生活困窮世帯の子供に対し学習支援を推進することを目的としており、高校受験のための進学支援や学校での勉強の復習、宿題の習慣づけを行う学習支援、日常生活習慣の形成や子供が安心して通える場所の提供を行う居場所の提供、個別の進路相談や奨学金など公的支援の情報提供を行う進路相談が主な事業内容となっており、子供の学習支援等を通じて生活困窮世帯の自立を促すための取り組みとなっております。本市の状況におきましては、生活保護世帯に限って申し上げますと、過去5年間の高等学校進学状況は21人が中学校を卒業し、このうち20人が進学

しており、進学しなかった1人については疾病等の理由から進学しなかったもので、高い進学率となっております。なお、生活困窮世帯につきましては、教育委員会で認定しております準要保護世帯が該当になりますが、これらのお子さんはほとんどが高校へ進学されている状況にあるとのことであります。

以上のことから、学習支援事業の実施につきましては、本事業が福祉市営塾としての役割も含まれていることから、福祉目的としての必要性や利用ニーズ等、実情を把握しながら実施の可能性について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、大きな3の保育園園児への学習支援についてご答弁を申し上げます。保育所につきましては、保育に欠ける子供の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、子供が健康かつ安全で情緒の安定した生活ができる環境を提供する「養護」と子供が健やかに成長し、その活動が豊かに展開されるための発達の援助を行う「教育」について総合的に実施する役割を担っております。本市の各保育所におきましても、保育の中で言葉や文字で表現する力を養う取り組みとして、以前より子供の年齢に合わせてテキストなどを利用して平仮名の読み書きや数の数え方などにも取り組んできているところであります。このような中、空知太保育所及びひまわり保育園では、保護者の会の意向に基づき、5歳児の小学校入学に向けた準備のために文字の学習などができる教材を自己負担により毎月購入し、月1回から3回程度の学習に取り組んでいるところであります。これらの取り組みにより、個人差はあるものの、文字や数字の習熟や子供の集中力を高めることにもつながっており、さらには保育所から自宅に教材を持ち帰った後も親子で一緒に読んだり学んだりするなど、触れ合いの機会がふえておりと好評をいただいているところであります。今後におきましても、子供の健康及び安全を確保しつつ、保護者のお子さんを育む気持ちを大切にしながら、発達の援助に関する保育にも取り組んでまいりたいと考えております。

ご質問のありましたこの取り組みに対する支援の考えであります。まず保育士の支援につきましては、保育業務の範囲の中で対応させていただいているところでありますが、状況を見ながら保育士の配置等を必要に応じて検討させていただきたいと考えているところであります。また、テキスト代の支援につきましては、保護者の会の意向により実施されていることもあり、各保育所の保護者の会が同様の考え方となることや、加えて各保育所保育士の技術的指導も統一的に行うことが必要と考えておりますので、少し時間をいただいで検討させていただきたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 それでは、順次質問していきたいというふうに思います。

まず、空家対策特別措置法ですが、これが5月26日から完全施行されたということで、砂川市も26年の4月から市の条例として空き家の対策には先んじて取りかかっているわ

けではありますけれども、砂川市のホームページを見ても、砂川市空き家等適正管理に関する条例の施行についてということで建築指導係のほうのホームページから配信されております。今状況を聞いた中で、市内で把握しているのは468件、その中で8件に対し助言を行っている。さらには、2件に対しては指導の旨の通知をしているということの現状のようでございますけれども、まず砂川市はこれからもこういう空き家がふえてくるのかなと、そのような中でこの法施行を契機に、さらなるそういったものの解消、解決に向けた取り組みが必要なのではないかなというふうに思うわけなのですが、具体的に少し聞かせていただければなというふうに思うのですけれども、例えば今468件の中の2件に対しては、今後なのですけれども、この法に基づいた中でどういった流れでいくことが想定されるのか、まずそのあたり中身について教えていただきたいのですけれども。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 古木信繁君 今回法が完全施行されましたので、この2件につきましてはまず特定空き家等に該当するかどうか、その調査を進めまして、また法律に基づきまして特定空き家等に該当すれば指導、勧告、命令、代執行というふうに法で進めることになってございますので、まずは特定空き家等に該当するかどうか、その調査を早急にしたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 これから調査ということなのだろうと思うのですけれども、これはまず立入調査から始まるのかなというふうに思うのです。ここでも立入調査にもしも従わなければ、20万以下の過料が科せられると、そういうような流れで、まず立入調査をさせてもらう。その後、これまででいけば市の条例の審議会的なもの、そういったところで特定空き家になるのかなのか、恐らくそういう検討をされるのかなというふうに思うのですけれども、まずそのような流れでいいのかということと、そこでそういったことが検討されたのであれば、その次にはよいよ指導、勧告、命令ということになっていくのかなというふうに思うのです。これは、時系列的な感覚を教えてくださいと思うのですけれども、今直ちに立入調査ということで、それがスムーズにいけばということで、スムーズにいかない場合も当然あるかとは思いますが、1件に対してどれぐらいのスパンで勧告、命令、代執行のほうまでいくものなのか、そのあたりちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 古木信繁君 まず、立入調査の件でございますけれども、これは特定空き家等に該当して初めて立入検査をできるということになります。その立入検査の結果、次のスパンに向かっていくというようなことになろうかと思えます。また、全体のスパンとしましては、それぞれの建物の状態ですとか、それから管理者の対応の方法、対応の仕方、それらによってもさまざまなパターンが考えられると思えます。順番に勧告、命令、代執

行と進んでいきますけれども、それぞれの命令ですとか代執行の間には猶予期間、そういうものを設けながらやっていかなければならないこととなります。また、意見を求めるような、そういうような機会も与えなければならないということでございますので、それぞれの建物によって一概には言えませんけれども、おおよそ1年程度、代執行をやるとしても代執行にかかるまでは1年程度かかるのかなというふうには考えておりますけれども、今般国のほうからそれらについてのガイドラインが5月26日に参りました。その辺も十分精査しながら取り組んでまいりたいと考えてございます。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 ちょっと確認をしたいのですが、特定空き家、立入調査の調査権を付与ということがガイドラインの中にあるのですけれども、特定空き家と判断すべきかどうか調べるため市町村に立入調査の権限が与えられるように認識しているのですが、特定空き家と認定してから調査に入るのですか。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 古木信繁君 特定空き家と認定してから調査に入るというようなことでガイドラインをいただいていると認識しております。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 ちょっと精査していただきたいなと思うのですけれども、多分調査してからでないか認定するもしないもできないのかなというふうに思いますので、またさらにこの後そういったことでおおよそ1年程度かかるということで、確かに一つ一つ執行していく段階でどこかのタイミングで改善していただければいいわけですから、そういう期間は必要なだろうなというふうには思うのですけれども、1年は1年なのですけれども、緊急的に生命とかそういった部分で本当に危険性があるという場合には、例えばそういうところというのは同じような感じで進んでいくのか、それとも直ちにその辺の現状を回復するための措置がされるものなのか、そのあたりについて教えていただけますか。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 古木信繁君 危険性の問題でございますけれども、危険性の大きさによって変わろうかと思っておりますけれども、法の中では緊急的に必要だという場合は手続を省略してもいいということになっておりますので、どの程度省略できるのかという部分もありますけれども、全て先ほど言ったような1年かけなければならないとか、そういうことにはなっていないところでございます。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 特定空き家の判断の参考基準ということで、一応4つに分けられた状態としてガイドラインで説明されているのですけれども、例えば倒壊などの危険となるおそれのある状態、いわゆるそのまま放置すれば倒壊もしくは保安上危険となるおそれのある状態、部材の破損や基礎の不同沈下などによる建物の著しい傾斜、基礎の土台の破損、

変形、腐朽など建築物の構造耐力上主要な部分の損傷、屋根や外壁などということで書いてあるのですが、砂川市内を見回すと東3条から4条の南10丁目あたり、ここにもう半分崩れかけているような家屋があるのですけれども、恐らくそういった状態のことを言うのかなというふうに思いますし、また景観を損なっている状態という中では、適正な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態として、景観法に基づき策定した景観計画や都市計画に著しく適合しない状態になっている屋根や外壁が外見上大きく傷んだり汚れたまま放置されたり、多数の窓ガラスが割れたまま放置されている状態。そういうことでいいますと、東3条南3丁目、線路の横にある幼稚園に行く方向の角にある建物なんかは窓ガラスがほとんどないような状態でそのまま放置されている。恐らくそういったところも該当してくるのではないかなというふうに考えますし、またその他衛生上有害となるおそれのある状態や生活環境の保全上不適切な状態、またその4つのガイドラインの中から、さらに周辺へ悪影響を及ぼす程度、これも一つの選別基準になっているということですが、空き家そのものの状態とともに周辺の建築物や通行人などが被害を受ける状況にあるかどうか、こういうところが特定空き家として指定する上での判断基準になるということであれば、通行人の被害というか、通行できないようになっているような場所が駅前にもありますけれども、そういった形で砂川市内にも恐らく特定されるであろうと思われる場所が点在しているわけなのですけれども、今8件に助言ということですが、これがふえていく可能性というか、特定空き家として認定されると数がふえていくような状況下に今現状あるのかどうなのか、まずそのあたりを教えてくださいか。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 古木信繁君 私どもで市内の空き家の状況把握のために、いろいろ調査を行ったり市民から情報の提供を求めたりいたしまして空き家の状況を今把握してございますけれども、年々やはり空き家の件数はふえております。今言われるような特定空き家等の状況も放っておけば恐らくふえていくような状況になるかと思っておりますけれども、まず私どもといたしましてはそういうような情報を得まして、空き家の中でも管理不全なものについてはまず所有者、責任者のほうに改善のお話をさせていただいております。そんなことを今後も続けながら、なるべく空き家でも特定空き家等にいかないような、そんなような方向で進めてまいりたいと考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 空き家といっても市としては一つの財産なのかもしれないですし、しっかりそのあたり、今回固定資産税の部分でも今までであれば放っておいたほうがちょっと得だみたいな、そういう状況もあったようですし、そういう意味では対応していただいてしっかりと大家さんとコンタクトをとって、今後市の財産になるような、それからまたそういうような危険な状態が少しでも早く改善されるようにぜひ取り組んでいただきたい



なというふうに思うわけなのですけれども、特に駅前の状況なんていうのは、衛生上も周辺への悪影響という意味でもどうにかどこかのタイミングで進んでいかなければいけないのだろうなというふうに感じるわけなのですけれども、いろいろ事情があることも承知しております。ただ、例えば札幌とかでも看板が落下して通行人に当たったですとか、そういった重大事件につながる可能性が今の状況では大いにあると、また周りの雑草も年々ふえてきて、まちの中では山菜とりに行くのなら駅前へ行けなんて、そんな冗談も言われるぐらいの状況になってきておりますので、そろそろそういう部分に関しても少し踏み込んでいかなければいけないのかなというふうに思うのですけれども、事駅前の状況に関して言えば、どのような考えを持って今後取り組まれるのか、そのあたりについてお考えをお聞かせ願えますでしょうか。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 古木信繁君 駅前の空き家のご質問でございますので、経過等も含めましてご答弁申し上げたいと思います。

この空き家につきましては、所有者による適正な管理がなされていないことにより看板の一部が落下し、今後もそのおそれがあるところでございます。空き家の所有者は法人でありますけれども、代表取締役は既に死亡し、会社の実態も不明であり、登記上取締役が1人おりますが、管理責任を放棄し、適正な管理を怠ったために条例で定める管理不全な状態となっていることから、その改善のために必要な措置を講ずるよう文書にて要請するとともに、取締役の自宅を訪問しまして直接要請を行いましたけれども、改善に至らなかったことから、条例に基づく手続を現在行っているところでございます。今回全面施行されました法律では、市町村が空き家を特定空き家等として認定することで、先ほど申しましたけれども、助言または指導、勧告、命令、代執行などの措置を講ずることが可能でありますので、この空き家が特定空き家等に該当するかどうかの調査検討を早急に行い、特定空き家等と認められる場合には法に基づいて対応してまいりたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 わかりました。近いうちに何かしらの結論が出て、法的手続に進んでいくのだということだろうと思いますので、そちらの推移のほうを見守らせていただければというふうに思いますし、一日でも早い解決に取り組んでいただければと思います。

次の質問に行きます。福祉市営塾の創設についてということなのですけれども、前回教育委員会のほうにもご質問させていただきましたけれども、現状砂川市の今ほどいろいろご説明があつて、状況を確認しながらということと、それから高校への進学率が高いというお話がありますけれども、ただ高校に行ければいいのかということ考えると、先ほど部長もおっしゃられましたけれども、貧困の連鎖というか、そういったものの解消に果たしてつながるのかということだ思うのです。結果高校に進学したから必要ないのだということと貧困の負の連鎖が解消されるのだということは、一概につながるとは思えない

のです。

この地域の高校の現状というか、学力のいろんな格差の問題、中学校にも格差があり、高校にも格差があると思うのですけれども、それでも地域の力を強くしていく、要するに地域力を高める、そういったところにはそういった方たちの頑張りも必要になるだろうと。やっぱり全体的な底上げをしていかないと地域力は高まっていかないのではないかと。今おっしゃられた高校に行っているから大丈夫なのではないかということであれば、砂川市の学力の低下の問題だとか、地域性の低い問題だとか、そういったことは基本的には話に上がってこなくて済む問題なので、そういった人は一番難しい部分もあろうかと思えますので、積極的に今後取り組んでいく必要があるのではないかとということでこんな質問をさせていただいているわけなのですけれども、先ほどご説明いただきましたけれども、一つは生活困窮者、自立支援制度、その中のそれぞれの自治体による任意事業として子供の学習支援事業ということで一応措置されているわけなのですけれども、いろんな地域の現状、先進地事例というか、そういった形で全国並びに都道府県別でやられている部分もあるみたいなのですが、北海道では旭川、帯広、そのあたりが先んじてやられているということなのですが、帯広、旭川の大きなまちではなくて、小さいまちでも取り組みとして行われているという部分がもう既にあるわけですが、対象者の問題ですよ。せっかくこういうことをやるのであれば、生活保護世帯ということが基本なのでしょうけれども、先ほど言われましたように就学援助の受給世帯、準要保護世帯というか、そういった部分も広めていってあげたらいいなというふうに思うわけですし、またさらにはその希望者を募るなどして、そういった部分に関しては世帯別の収入に応じてとか、そういった部分も含めて広がりはあるのではないかな、恐らく先進地も少しずつ広がっていくのではないかなというふうな感じはするのです。だから、そういった部分で、先ほど前向きなご答弁いただきましたけれども、いま一度先進地事例の内容も含めて、この砂川市が今後検討すべき部分というか、地域力を高める意味でもそうですし、それから地域とのつながりをつくる、それから子供たちの居場所をつくる、本当にいろんな意味で取り組むべき要素はあるのだというふうに感じておりますので、そのあたりについていま一度お考えを聞かせていただければと思います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、ご答弁をさせていただきたいと思いますが、まず先進地の事例でございしますが、この制度は本年4月から実施ということでございしますので、こちらのほうでその具体的な中身についてこれこれこういうことと進んでおりますということにつきましては、もう6カ月、1年を見た中で中身についてはお伺いをしていきたいというふうには思っています。ただ、本市におきましては、実際に任意事業ではありますが、これを実施できないだろうかとということで具体的に検討した経過がございまして、本年3月には、社協さんのほうにボランティアとして登録しております教員のOB8名から

9名でございますが、直接本人にお会いをして、こういう事業にご協力願えないだろうかということでお話を伺ってございます。ただ、そのときにはニーズですとか、あるいは具体的な事業内容ですとか、そういう部分については少しご説明が足りなかったのか、その時点ではお受けいただけるという方はございませんでしたので、ですから今私のほうでこれを進める上において必要な部分については、他市の状況もちろんではございますが、実際に砂川市の状況、これは先ほどご答弁申し上げましたように、生活保護世帯についてはこちらのほうで把握をしておりますが、準要保護世帯、本年6月現在では教育委員会のほうで中学生が250名ほどいると、これが対象となる方が2年生、3年生になりますと少しその人数は減るかと思いますが、その中でどれぐらいこの方たちが必要なのかどうか、このニーズによって事業の内容を少し固めて、そういった中においてまたOBの方へのお話を深めるとか、そういうことが必要になってくると思いますので、低所得、困窮世帯の部分については福祉サイドとすれば、いろんな事業がこの中に含まれておりますけれども、できれば前に進めたいというようなことで進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 ニーズ把握をしっかりとした中でということで、説明も慎重にしなければいけない部分もあるのでしょうかけれども、できればそういう方たちにたくさん受けていただければと思いますし、また教員OBの方も前向きに検討してもらえると本当にありがたいというふうに思いますので、砂川にはそういう受け皿的な要素もあるようなので、実現させていただければなというふうに思いますし、それが呼び水となって、本当に小さいところからかもしれない、少ない人数からかもしれないのですけれども、そこから少しずつ今後この砂川市の大きな力になっていくような人材育成の場となっていただければなと、そんなふうに思ひまして、この質問のほうも終わります。

続いて、3番目、保育園園児への学習支援についてということなのですが、こちらでもご説明したとおり、見てもらうのですけれども、始まったばかりということもありますし、なかなか厳しい現実があったようで、子供それぞれ字を書けたり読めたり、線を真っすぐ引くことすらも、要するに鉛筆を持つとか、そういうこともやっている、やっていないというのがあったりとか、ただ小学校1年生になったときにギャップの問題がありますし、そういう意味ではそういうときに少しでもそういったことができればなということで、保護者の会、もちろん園長先生も含めてご提案させていただいて、承認していただいて、実際始まっているということなのですが、そのときにはそんなに考えていなかったのですけれども、一月、二月終えて、そのテキストを家庭に持って帰った後に子供が得意げになってお父さん、お母さんに読んだり、これはこうなのだよ、ああなのだよと、こんなに書けるようになったよと、そんなようなことがあったりと。そういう意味では、子供の反応を目にした親御さんはやっぱりやってよかったなというふうに今実感してもら

えているというふうに思うのです。

先ほど言われましたように、今後の課題といたしましては、それぞれの保護者の会のご協力のもと、まずは自主的に取り組んでもらえるような土壌づくりが必要なのかなということと、それから施設側の保育士さんにもやっぱりご負担かける部分がありますので、そのあたりの意見交換をしながら進めていくことになるのかなというふうには思うのですが、この取り組みに関しては先ほど言われたようにこれからの現状を見ながらということになるのだなということは理解しましたので、これ以上聞くこともそんなにないのかなというふうには思うのですが、先ほど教育長の教育執行方針の中にも幼小中高、そういった一体の中で地域力を高めていく、そういうようなお話がありました。

最後は市長にぜひ聞きたいなというふうに思うのですけれども、市長は今回市政執行方針の中で子育て支援に対して物すごく大きく前進されたのかなというふうに思います。この中に子供に対する学習に対する支援、保育園の学習もそうですけれども、そういった支援を行うことによって、さらにこれから砂川で子供を産んで、育てて、そして地域で見守りながら次世代を担う子供たちに対して支援をしていく、また経済的負担もそのご家庭に少しずつでも援助しながら、まちの力を強めていこうということであるのでしょうから、学習に対しての支援も視野に入れていただければなんていうふうに思うのですけれども、これまでの一般質問の話を通じて市長のご見解を聞かせていただければというふうに思うのですけれども。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君（登壇） 市長の見解ということでございますけれども、今日的な大きな少子化の中では子供たちは国の宝であろうというふうに思っておりますし、私も2期目に向けては何とか子供をたくさん産んでもらえるような、そんなストーリーの中で政策を考えてきました。今ほど保育園児への学習支援、または福祉の市営塾の創設等、質問がございました。市民部長のほうからこれを検討していくのだというふうな回答でございましたけれども、やはり必要なことというふうに私も認識をしております。ただ、問題は、保育士のマンパワーの問題であったり、またはそれを教える先生たちの人材の確保がきちんとできるのだろうか、そういう問題もございます。できるところから進めながら、次につなげていって、何とか軌道に乗せるように頑張っってやっていきたいなと、こう思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思っています。

○議長 飯澤明彦君 多比良和伸議員。

○多比良和伸議員 ありがとうございます。砂川市の子供を取りまく環境はさまざまな部分でありますし、この地域の実情、それから各家庭の実情、そういった部分を含めるとこのまちにとってはそういった支援をやっぱり考えていくべきなのだろうと、それが将来的にはそういう実情を打開していく一つのきっかけになっていくのではないかと、そのように考えますので、ぜひとも前向きに検討していただければというふうにお問い合わせ

まして、私の一般質問を終わらせていただきたいなというふうに思います。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員の質問は休憩後に行います。

午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時51分

再開 午後 0時59分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

休憩前に引き続いて一般質問を続けます。

武田圭介議員の質問を許します。

○武田圭介議員 質問に先立ちまして、午前中の多比良議員の質問によって出された答弁を踏まえて、大きな4、空き家対策についての質問を行います。したがって、既に通告してあります大きな4の(2)、(3)、(5)は初回の質問から割愛いたします。

それでは、既に通告してありますように、大きく4点について市長の見解を伺います。まず最初に、大きな1点目は砂川市の林業政策についてであります。森林は、二酸化炭素を吸収し、我々生物が生活していく上で欠かすことのできない酸素を放出しています。森林については、教育と同じようにその生育までに大変時間がかかることから、森林所有者等の高齢化や林業そのものに対する意識の低下によって適切な保育や除間伐などの整備が進まず、森林の持続的な整備、保全が危ぶまれる状況にあります。かような状況を防ぎ、地域に応じた望ましい森林の姿へ誘導を図っていかねばなりません。そこで、以下の点について伺います。

(1)として、砂川市の行政面積の約4割を占める市内の森林、林業の現状について。

(2)として、現在市が保有する市有林135ヘクタールのうち管理が必要な整備状況について。

(3)として、市有林の人工林で標準伐期齢に達した山林を皆伐し、植林することについて。

(4)として、民有林の人工林に対する整備並びに造林の奨励と森林整備計画の目標達成について。

(5)として、除間伐材の地材地消に向けての支援について。

以上の点をそれぞれお伺いいたします。

次に、大きな2点目、一の沢地区における外国資本保有の森林についてであります。過去にもマスコミや市議会等において大々的に取り上げられた一の沢地区における外国資本保有の森林については、外国資本側から保有している森林の一部を伐採したいという意向が伝わっていると聞きます。そこで、以下の点について伺います。

(1)として、平成22年にこの問題が発覚し、外国資本による日本の森林保有が全国的な問題となりました。砂川市議会においてもいろいろと議論が交わされてきましたが、その後今日に至るまでの状況はどのように推移してきたのか。

(2) として、過去の市議会における答弁で森林の無断伐採や無断開発に対する法規制等の強化等を北海道及び関係団体を通じて国へ要望したいということでありました。砂川市として今日に至るまで具体的にどのような働きかけを行ってきたのか。

(3) として、外国資本による新たな森林の取得や伐採については、砂川市として情報を正確かつ確に把握して、地域住民の不安を解消するためにしっかりと情報提供を行っていくべきではないか。

以上の点をそれぞれお伺いいたします。

次に、大きな3点目、交通安全対策についてであります。本年6月6日に砂川市内において一瞬にして4名が死亡、1名が重体となるという悲惨な交通事故が発生しました。真相の解明には時間がかかりますが、その後の報道等によれば、この件は単なる交通事故ではなく、大きな事件へと発展しています。全国的にも大変注目されている事故、事件であるため、いま一度砂川市における交通安全対策について以下の点につき伺います。

(1) として、現在の市内の交通標識、信号機、横断歩道の設置要望状況について。

(2) として、今回事故、事件が発生した場所の近傍である北光団地から工業団地の入り口にかけての区間は、市内を走る国道12号線の区間であっても信号機や横断歩道もなく、約800メートルにわたって直線が続いている区間です。近くには大きな商業施設もあることから、今回の事故、事件を受けて砂川市としてこの区間の途中に信号機及び横断歩道の設置を要請していく考えについて。

(3) として、砂川市には数年前まで北海道警察本部直轄の交通機動隊の砂川分駐所が存在しましたが、現在は廃止されています。廃止されるに当たって事前に砂川市に連絡や相談があったのか。

(4) として、今回の事故、事件では日本一長い直線道路ということが報道機関等によって繰り返し宣伝されていましたが、国道12号線のほか、西には国道275号線、東には道央自動車道が開通しています。砂川市の地理的重要性を考えると、交通の要衝として再度交通機動隊の分駐を官民挙げて北海道及び北海道警察本部に要請すべきではないか。

以上の点をお伺いいたします。

最後に、大きな4点目、空き家対策についてであります。全国的に空き家が問題になる中で、砂川市においても平成25年に空き家等の適正管理に関する条例を制定し、対応を急いできました。その後国も空家等対策の推進に関する特別措置法を制定し、本年5月26日から全面施行となりました。そこで、以下の点について伺います。

(1)、空家等対策の推進に関する特別措置法が制定され、全面施行されたことに伴い、法律と既存の条例の関係をどう整理していくのか。

(4)、法の施行に伴い、倒壊のおそれや衛生上問題のある空き家を特定空き家と指定して、指導、勧告、命令を行うこととなりますが、通常の空き家を特定空き家としないための対策についてどのように考えているか。

以上の点をお伺いいたしまして、壇上からの質問といたします。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 田伏清巳君 (登壇) 大きな1、砂川市の森林政策についてご答弁申し上げます。

初めに、(1)、市内の森林、林業の現状であります。市内の森林面積は本市の総面積7,868ヘクタールの約37%の2,880ヘクタールであり、うち人工林の面積は927ヘクタールで、人工林率は約32%となっております。樹種につきましては、カラマツが約380ヘクタール、トドマツ約378ヘクタールで、人工林面積の約82%を占めております。市内で活動する森林組合等林業事業体はそらち森林組合で、木材生産が期待できる地域において市、北海道と連携し、森林施業の集約化を積極的に推進するため、森林所有者に対し施業提案などを行っております。市内の森林は森林率が37%であります。林業をなりわいとしている方もいないことから、木材生産の場としての期待は低く、水源涵養、土砂災害防止などの公益的機能に対する期待や、子どもの国に代表される市民の憩いの場としての期待が高い状況にあります。

次に、(2)、市有林のうち管理が必要な人工林の整備状況であります。市有林135ヘクタールのうち約56ヘクタールが人工林で、うち約31ヘクタールが標準伐期齢に達していない森林であり、これらの森林につきましてはそらち森林組合や空知総合振興局森林室砂川事務所の助言を受けながら、除間伐や殺そ剤の散布等の実施により森林整備に努めております。

次に、(3)、市有林の人工林で標準伐期齢に達した山林を皆伐し、植林することについてであります。森林には水源の涵養、土砂災害の防止、保健・レクリエーション機能、木材生産などの多面的機能があります。砂川市森林整備計画では、重視すべき機能別に森林をゾーニングしており、皆伐についても重視すべき機能の確保を踏まえ、検討していかねばならないと考えているところでございます。市有林の人工林で標準伐期齢に達している森林の面積は約25ヘクタールで、樹種は多くがカラマツであります。標準伐期齢に達した森林を伐採し、木材を販売することにより、ある程度の収入が得られると考えておりますが、刈れば植えなければならず、造林につきましては国、道の補助を活用しての施業が可能ですが、造林後の下刈り、除間伐等の施業、鹿や野ネズミの食害対策など多くの費用も必要となります。これらの収支及び森林の有する多面的機能の確保を踏まえ、森林組合や森林室の指導、助言を受けながら、複層林化や長伐期化等の実施を含め、間伐、植林について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、(4)、民有林の人工林に対する整備並びに造林の助奨と森林整備計画の目標達成についてですが、民有林の整備につきましてはそらち森林組合から2つの森林経営計画が提出されております。森林経営計画は、森林の所有者や森林の経営の委託を受けた者がみずから森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び

保護について5年を1期として作成する計画であります。この森林経営計画では、そらち森林組合に森林経営を委託した森林所有者延べ148戸、森林面積、人工林、天然林を含めまして1,384ヘクタールの森林が対象となっており、これらの森林は、そらち森林組合の管理のもと、森林所有者に対し適切な指導、助言がなされるとともに、適切な森林施業が実施されると考えているところであります。また、今後はそらち森林組合と連携を図り、より多くの森林所有者に当該森林経営計画の加入促進を図ることにより、砂川市森林整備計画に基づく適切な森林整備が実現するものと考えております。

最後に、(5)、除間伐材の地材地消に向けての支援についてであります。現在市内で除間伐された木材はパルプ材や合板材、丸太くい等として芦別、岩見沢、旭川等の製材会社に販売されております。そらち森林組合によりますと、新十津川町内で除間伐された木材を下川町森林組合に依頼し、羽目板等に加工し、新十津川町内の公共施設で使用した事例があると聞いておりますが、今後さらに情報収集を進め、除間伐材の地材地消に向けてどのような支援ができるのか調査検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、大きな2、一の沢における外国資本保有の森林についてご答弁申し上げます。初めに、(1)、今日に至るまでの状況の推移についてありますが、当該森林につきましては平成3年にリゾート開発を目的としました大阪の会社が地先森林所有者より買収したもので、バブル経済の崩壊後その会社が倒産し、その後数社に転売が繰り返され、平成21年12月に外国資本であるスナガワ・ランド・リミテッドに買収されたものです。その後平成22年には、スナガワ・ランド・リミテッドから委託を受けた香港資本の不動産開発投資会社が開発計画を作成するため現地調査に入り、当市の降雪量や平均気温、産業構造、地元農産物の生産量や雇用の状況等のデータについて提供したところでありますが、平成23年3月に東日本大震災が発生し、原発の放射能漏れをおそれ、不動産開発投資会社の拠点を東京から九州に移したとの情報を最後に全く動きがなくなりました。その後平成26年6月、スナガワ・ランド・リミテッドの代理人として委任を受けた札幌市在住の方から森林伐採の計画が示されたことから、農政課、空知総合振興局林務課森林室砂川事務所及びそらち森林組合とともに協議を重ね、当該伐採計画が砂川森林整備計画に沿った計画に変更されたことから、平成27年2月25日に伐採及び伐採後の造林の届出書を受け、3月5日付で伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書を通知したところであります。

次に、(2)、森林の無断伐採や無断開発に対する法規制の強化等の要望について、具体的な働きかけであります。当時この外国資本による森林買収につきましては北海道議会でも取り上げられたことから、空知総合振興局林務課とは密接に情報交換を行ってまいりましたので、その都度外国資本の動きや地域住民の不安、懸念等の情報提供を行うとともに、法規制の強化等の要望を空知総合振興局に対して行ってまいりました。さらには、北海道市長会を通じまして、森林の売買を規制する法制度の確立や市町村による水源周辺の



森林の公有化に係る財政支援制度の拡充について、国及び北海道に対し要請しております。

次に、(3)、外国資本による森林取得や伐採についての地域住民に対する情報提供についてであります。今回の伐採及び造林計画につきましては、事前にスナガワ・ランド・リミテッドの代理人から一の沢町内会の会長及び副会長に情報提供がされており、その後一の沢町内会総会において地域住民にも周知がされているところであります。なお、今後新たな情報を把握した場合には地域住民への情報提供に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 (登壇) 私から大きな3の交通安全対策についてご答弁申し上げます。

初めに、(1)、現在の市内における交通標識、信号機、横断歩道の設置要望状況についてであります。交通標識、信号機、横断歩道の設置要望につきましては、毎年市が取りまとめ、危険性、緊急性などを考慮し、優先順位をつけ、砂川警察署を通じ北海道公安委員会へ交通安全施設設置要望書を提出し、北海道公安委員会において交通量や歩行者数、周辺状況などを総合的に勘案して設置箇所を決定しております。平成26年度は、信号機13件、一時停止20件、横断歩道14件、その他、これは速度規制、駐車禁止などありますが、11件、合計58件を要望しているところであります。

次に、(2)、今回の事件を受けての信号機及び横断歩道の設置を要請していく考えについてであります。平成25年度から、株式会社ホリに出入りする車両の増加に対応べく、店舗北側に当たる北19丁目T字路交差点に信号機と横断歩道の設置を要望しており、平成28年度に向けても継続して要望することとしております。

次に、(3)、北海道警察本部直轄の交通機動隊砂川分駐所が廃止されるに当たって事前に砂川市に連絡や相談があったかであります。交通機動隊砂川分駐所は昭和44年12月に東1条南15丁目に庁舎が完成したものであります。北海道警察本部の組織改編により、廃止されたものであります。この交通機動隊の主な任務は、白バイやパトカーなどの機動力を生かした交通指導、取り締まりであります。砂川分駐所は北海道警察本部交通部の直轄の組織との性格上から、所在する当時から直接本市とのやりとりはなく、廃止に当たり事前に連絡や相談があったことは確認されておりましたが、本市の交通指導、取り締まりは砂川警察署とともに現在も交通機動隊によって継続されております。

次に、(4)、砂川市の地理的重要性を考えた再度の交通機動隊分駐所の要請についてであります。分駐所はありませんが、現在も交通機動隊は本市において交通指導、取り締まりを行っております。安全運転の指導と交通事故の防止策は、警察による交通取り締まりの強化とドライバー、歩行者等への繰り返し広報、啓発活動が最大の効果を上げるものと考えております。このため、交通機動隊分駐所設置の要請ということではなく、今後においてもより警察、関係機関、団体等との連携を密にし、交通事故防止に努めたい

と考えているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 古木信繁君（登壇） 大きな4、空き家対策について2点ご答弁申し上げます。

初めに、（1）、法律と既存の条例の関係をどう整理していくのかについてご答弁申し上げます。条例は、法律の範囲内において制定することができる旨憲法に定められており、これに加えて地方自治法にて法令に反してはならないとされております。空家等対策の推進に関する特別措置法と自治体が制定した空き家条例のどちらが優先されるかについては、当然のことながら法律が優先されるものであり、今後砂川市では国が定めた基本指針や法律の全面施行にあわせて国から示されたガイドラインを参考として、早急に条例の改廃の必要性などについて検討してまいりたいと考えております。

次に、（4）、通常の空き家を特定空き家としないための対策についてどのように考えているかについてご答弁申し上げます。通常の空き家などを特定空き家等としないためには、実態の把握、管理不全な状態にしない環境づくり、空き家の利活用が重要と考えております。実態の把握につきましては、空き家などの実態調査を今後も引き続き実施してまいります。管理不全な状態にしない環境づくりにつきましては、これまで市では平成18年度からハートフル住まい推進事業において中古住宅購入や改修に係る補助、平成24年度からは老朽住宅除却費補助金制度を実施しており、それぞれ管理不全な状態にしない環境づくりに寄与してきたところであり、一層の効果を図ることを目的として今年度から補助率の上乗せを行ったところであります。空き家の利活用につきましては、これまで実施してきた住情報提供に加え、昨年度策定した砂川市住生活基本計画において重点プロジェクトとして掲げた住みかえ支援プロジェクトは、高齢者などの住みかえ支援、空き家放置予防策の一つとして中古住宅の利活用を目的としたものであり、この仕組みづくりを進め、空き家などを特定空き家等としないための対策の一つとして機能させていきたいと考えております。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 それでは、順次再質問に入りますけれども、まず最初は林業の政策についてお伺いしたということでもあります。答弁の中にもありました。確かに砂川市の森林率は非常に、他市町村と比較するものではないのですけれども、行政面積が小さい中においては少ないということでもあります。ただ、私が今回この質問をした趣旨というのは、砂川市の歴史的な沿革を考えると、今は大きな北菓楼さんですとか、ソメスサドルさんですとか、ローレルさんみたいな企業もありますけれども、それ以前は北海道電力の発電所さんもありますけれども、東洋高圧さんというのもあった。さらにそれをさかのぼると、今この市役所の裏手にある船場町内とか、裏手のところには「あば」と呼ばれる貯木場がありました。木材の加工業が砂川の原点にあったということも事実であります。

それは、1902年、明治35年ですけれども、その当時に北海道の中でも非常に大きな貯木場があって、森林加工業として砂川が発展していった。延べ人数ではなく、当時そこで3,000人の人が働いていたということもあったわけです。ですから、これからのまちづくりを考える上で、確かに数値上は森林率というものも低いし、林業というもので生計を立てていくというのはなかなか難しくなっている時代ではありますけれども、我々は先人たちが苦勞して開拓してきた歴史というものを踏まえて、まちづくりの原点に立ち返って考えていかなければならないというふうに思ってこの質問を今回させていただきました。

その中で、砂川市の皆さんも近隣の関係団体、先ほど出てきたこの辺の中核森林組合であるそらち森林組合さんと協力をしながら森林の整備等を図ってまいりましたけれども、砂川市が持つ森林整備計画の中で、先ほど答弁にもありましたように、大きく5つの機能というものを持っております。砂川市は、多くは水源涵養林ということで水源を育む林を持っているわけでありましてけれども、1地域だけ、砂川市の宮城の沢地域だけは木材等生産林というものです。これは、木材をそこに植えて、その木材を切り出して、何十年かたってから材木の材として出荷して財産の財にかえる。そしてまた、それを植林して循環して、資材を循環させていくという機能の林であります。ここにも当然砂川市は山を持っているわけですから、近隣の民有林等々の開発とあわせて行っていかなければならないだろうと。

そこで、先ほど答弁で状況等をお伺いしたのですけれども、その状況の中では森林計画にのっとなって除間伐も進めるし、標準伐期齢に達しているものであれば、切らなければならないものについても、費用等の面は考慮しなければならない面もありますけれども、考えていきたいというお話をいただきました。必ずしも木材等生産林でなくても、水源涵養林であっても、木は人工的に手入れしたところというのは恒常的にメンテナンスをしていかなければなりません。ここの判断というものは、市の職員でできることではなくなってきました。ですので、木の生育や、それから造林、山をつくっていく、そういったような作業というのはもっともっと、関係する団体だけではなくて、本当は市民、多くの方にも利益を享受する、森林が育む資産というものは酸素の供出だけではなくて、いろいろと水をきれいにしたりとか、生物を育んだりとかするようなことにもつながっていきますので、ここは農政課の林業の一分野ということではなくて、本当はこれは商工全体や観光といったようなことにもつながってくると思うのです。砂川市は、ご存じのように緑化宣言都市の宣言を過去にしておりますし、また都市当たりの公園面積が日本で一番大きいというような緑豊かなまちでもあります。ですので、こういったようなことも踏まえて、これからは総合的に政策というものを考えていかなければならないわけでありまして、ただ山の木を切る時期に来たから木を切って、財産として出荷して、また植林をして回すのだというだけではなくて、農業で言われるような6次産業的なものというものも林業で考

えていかないといけないのではないかと。

その中には、今回の（５）の質問の中で除間伐材の地材地消という話もしましたけれども、先ほど答弁にあったように砂川には大きな製材工場というものはありません。空知単板さんはありますけれども、またちょっと系統というか種別が違いますので、ただ砂川でこれから手入れをしていかないといけない山というものはいっぱいあります。民有林も市有林も含めて、そういったものを除間伐あるいは主伐といって材として出荷するような伐採があった場合に、何か地元の新しい産業になるのではないかと、そういったようなものを考えていかないといけません。なかなか林業だけで生計を立てるのが難しいというのは、材の値段そのものが下がっているというのものもあるし、周辺産業が育っていったいない、衰退してしまったというようなこともありますけれども、この除間伐材を契機に、もう一回何か地元でできることは地元から進めていきたいというふうに私は思っているのです。

そこで、１つ事例を紹介しますが、砂川にはスイートロードということで大きな牧場も３つあります。岩瀬さんが代表ですが、ほかにもまだ牧場というものがありますけれども、そういったところの除間伐材を敷料として、要は牛の寝床に使ったりとか堆肥に使ったりする敷料として使っているのは北海道の浜中町でもそういう例があるものですから、今後は今ある地元の企業と連携して、そういったような新しい産業を興せるのではないかと、除間伐もまさに地材地消ができるのではないかとというようなことも含めて、支援できる点についてはぜひ支援して欲しいと思うのですけれども、そういったような商工との連携も含めて再質問としてお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 田伏清巳君 初めに、木材の歴史です。現在は確かに木材の加工場というのは、単板さんにはございますけれども、例えば公民館の郷土資料室の３階に行けばジオラマがございまして、船場町内の後ろに石狩川が流れていた。そこに、石狩川の大雪山方面からなのでしょうね、原木を流して、砂川でせきとめて、そして今の単板さんのあるところまで持って行って加工していた。その当時の明治時代のジオラマがしっかり残っているし、私も本当に小さいころ、砂川のまちの中に、今のＪＲの南北ではなくて東西に列車が走っていた。それは、今思い起こせば、船場町内からの材木を積んで、当時の三井木材に持っていく列車だったのかなというふうに考えております。したがって、木材は明治、大正の時代の砂川を支えた基盤の産業であったのかなというふうに認識をしております。

今議員さんのほうから木材を牧場の牛の寝床や堆肥に、恐らく実際に使っていらっしゃるのだと思うのですけれども、そういうこともあり得ると、地材地消ですか、というヒントも頂戴をいたしました。木材ではないのですけれども、確かに砂川では農産物という意味では岩瀬牧場さんが自社の生乳をジェラート、アイスクリームに変えて販売をし、好評を得ていますし、それからホリグループさんが２年前にグリ・グリ・ホリという農業生産法人を設立しまして、会社の本社の後ろに畑をつくり、さらには農地も買収、転売を受

けて、そこでできた野菜やゆめきらを原材料として商品化をして売っている。地材ではありませんが、地産地消に持っていつているという好事例もございます。

砂川の山も平地から見ると非常に小さな山で、木も余り大きく見えないのですが、今宮城の沢とおっしゃいましたが、あちらの東豊沼から入っていった宮城の沢の林道の木はこれが砂川かと見まがうほどの大木がそろっておりまして、見事な風景です。そういう木を時期が来たらしっかり切りつつも、さらにはそこで終わらせないで地材地消に持っていけるようなということを今回ヒントをいただきましたので、調査研究してまいりたいというふうに考えるところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 今回この一般質問では、小項目はいっぱいありましたけれども、まとめてお伺いしているわけでありまして。一つの林業の政策だけでまちを回していくというのはなかなか難しくなっていて、農商工連携が叫ばれるように、林業も政策として語るのであれば、既存の農業の方、商業の方、あるいは工業の方との連携というものも必要となってくると思います。答弁の中では地材地消に向けていろいろと調査研究、それから情報収集もしてまいりたいし、積極的に取り組んでいきたいというように私は受け取りましたけれども、当然今ある砂川の山、市有林だけではなくて民有林も含めてですけれども、手入れをしていかなければいけない時期に入っている。これは1回目でも言いましたけれども、そうなったときに、ただ山を切って、また木を植えましたではなくて、それをまた新たな産業に生かしていく、まさにクラスターとしてつなげていかなければならないわけでありまして。

宮城の沢のほうはもう標準伐期齢にも来ていますし、砂川市が補助金を出して民有林に整備をしてくださいと言っている地域でありますから、ここは砂川市が持っている山ももう標準伐期齢で切る時期に来ています。ですので、全体で約3.52ヘクタールありますけれども、ここは早急に対応していただきたい。多少の経費はかかりますけれども、補助金も入りますし、近隣には民有林やそらち森林組合さんの山もあります。場合によっては共同施業ができるかもしれませんので、私は善岡市長から林業政策についてのお伺いを聞いたことはありませんので、この辺も踏まえてお伺いしたいのと、市長、副市長も、ここは砂川の大事な財産ですから、ぜひ現地に行かれてほしいと思っております。

それと、もう一つだけ言えば、砂川市に切れる山というのはまだ焼山地区の水源涵養林があります。これと宮城の沢を合わせると、先ほどの1回目の答弁で砂川市が持っている人工林というものが約50ヘクタールぐらいだったと思うのですが、そらち森林組合さんに調べていただいたら、もう標準伐期齢に来て切れる山というのが26ヘクタールぐらいあるのです。これを一回に切ると財政出動で物すごく大きなお金を伴いますけれども、例えば10年間だったら10年間の年次計画等でやっていけば、それほど手出しもないし、逆に出荷することによって砂川市で毎年数十万の収入になる可能性もある。こう

いった調査もしっかりしていかなければわからないことでありますので、こういったようなことも含めて、市長は林業政策ということで総合的に上から俯瞰する立場で物事を考える、計画をつくっていく立場にあられますので、ぜひその考えをこの機会にお伺いしたいと思えます。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 (登壇) 市有林の伐採ということでございますけれども、武田議員のお話を聞いておりますと、もっともだなというふうに感じております。砂川市で計画をつくりながら、民間にはそれを勧めて、市の人工林については伐採をしていないと、今の話では共同でやれば安くできると。そもそも市が人工林として植えたものに伐採樹齢期が来てもそのまま置いておくというのは、計画にも基づいていないし、ほかの民有林にも迷惑をかけているという話でございます。早急にやれる方向で担当のほうに指示をしたいと、このように思っております。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 その辺は大分年月がたっているものですから、単に1年、2年オーバーではなく、20年、30年ぐらいオーバーしていると資産価値が下がってしまうということもあるので、今すぐ市長が指示を出されても実際に動き出すのは1年、2年というふうに時間がかかってしまうと思うので、その辺は速やかにやっていただきたいというふうに思えます。

次に、大きな2点目でありますけれども、これももとの端緒は北海道議会で取り上げられたことが大きく報じられた問題であります。砂川の一の沢地区で外国資本による山林の購入が全体で292ヘクタールと、これは北海道で買い占められた中では非常に高いということで、新聞の見出しに出たり、連日連夜マスコミで報道されたこと等もありましたけれども、しばらく動きがなかったと。しかし、ここにきて、ことしに入って伐採計画書を出して、山林を切りたいということであるということが伝わってきました。実際には、私が調べたところによると、この292ヘクタール全てを切るのではなく、292の中の17ヘクタールを切りたいという話であります。これは、いろんな森林法等関連法令等を私も調べてみましたが、残念ながら切った後に植林をしていただくという願いはできたとしても、それに違反しても罰則が非常に軽いということが心配であります。法律でもそれほどの軽い罰則であるにもかかわらず、市がそれよりも重い条例を例えば制定するですか、そういったようなことは法的には可能かもしれませんが、訴訟のリスク等を考えたり公平性のことを考えるとなかなか難しいのかなと。ここは、やはり根気強く外国資本の代理人である方を通じて本社のほうも説得をして、木を切るのは、もう標準伐期齢にも来ていますし、一緒に当事者と山を見に行った道の森林室並びにそらち森林組合さんの方からお伺いをすれば、山はもう手入れをしていない状況なので、皆伐をしないといけない状況になっているというようなことは私も聞きました。そうすると、切ること

はどうやらとめられそうもないのかなと思っております。

今問題となるのはその次の段階であって、切った後ははげ山にするのではなくて、山に木を植えていただかないといけない。一番最初の答弁でもありましたけれども、山林には水源涵養機能だけではなくて土砂災害を防止する機能もあります。当然一の沢の今切ろうとしている地区の下流というか、下手には大きな牧場さんもありますし、水田等もあります。そういったところに人間の影響で悪影響が出ないように考えていかなければならないと思っておりますので、この辺について新しい情報があればすぐにでも提供するということでしたけれども、今現在その外資の方というのは町内会長さんとか重立った方しか回っていないというような話も聞いておりますので、場合によっては、一の沢地区というのは一つのまとまった地区でもありますから、市が仲介をする、間に入る、またはそれはお願いにしかならないのかもしれないですけども、当事者が説明したいというときには市もただ説明すればいいという態度ではなく、できれば一緒に地元住民の考えと不安を共有しながら、そういったような説明会を開くようお願いをさせていただきたいなというふうに思うのですけれども、その点について再質問としてお伺いいたします。

○議長 飯澤明彦君 経済部長。

○経済部長 田伏清巳君 一の沢の造林につきましては、林につきましては昔のリゾート開発から始まりまして転売、転売が繰り返されて、これは住民の方のみならず、砂川市民の皆様、それから行政のほうもこの先どうなるのかというような懸念を抱いていた土地なのです。今回外国資本ということで購入されたところは、聞くところによりますとニセコのほうの観光開発もしっかりされているところでもありますし、ただこちらに来て調査に入ったその後の動きがないところを見ると、砂川はまとまった土地を買っていないというところもありまして、観光開発としては果たしていかなるものかというような見解に立ったのかなというふうに見ておりました。それを受けて、今回皆伐した後造林をしたいという話が来ておりました。手元にあります届出書によりますと、伐採につきましては平成28年の3月いっぱいまで、その後造林につきましては平成29年11月30日までにしっかりと木を植えますという中身も非常に市のほうの考え方に合ったものになっておりますので、まずは現時点では説明会を全員に開くというようなことではなくて、町内会長さん、副会長さんから全住民の方に周知をされたということを踏まえまして、状況をしっかり見ていきたいと、その後議員さんが心配されるような事態になる前に、情報が入ればすぐ住民の皆様、地域の皆様に伝えたいと思えますし、そこは市も逃げ腰とかにならないで積極的に介入していきたいというふうに考えるところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 こういう言い方はちょっと問題はあるかもしれませんが、日本の方ではないので、日本の我々の文化、価値観といったようなものを共有しているかどうかというのはわかりません。ですので、決して人を疑うわけではないのですけれども、今ま

でいなかった方、資本が地域に入ってくると、それに対して伝統的にそこに住み、土地を耕し、生活してきた人の不安というものはやっぱり大きいと思うのです。ですので、今部長が答弁されましたように、まずは、市としてできることには限界があるかもしれませんが、しっかりと住民の不安を取り除くための方策というのは考えて、とり得る手段というものはとっていただきたいなというふうに思っております。

次に、大きな3点目の交通安全対策のほうに移ってまいります。先ほどの答弁で現在の市内の交通標識、信号機、横断歩道等の設置要望状況というものはわかりました。今回この一般質問というのは当初私は想定していなかったのですが、たまたま9月ごろに交通機動隊の話をしようかなと思っていたところに6月6日にあのような大きな事故、事件が発生してしまったということもあったものですから、急遽質問に加えました。その中で、今ほどトータルで58件の要望があるということでしたけれども、今回この事件、事故を踏まえて、市の中で公安委員会に出す優先順位というものを決めているというお話もありましたけれども、地元の企業さんを含めて要望が出ていたと、要望が出ていたけれども、その要望が優先順位としてはどういう位置づけにされていたのかということをお伺いいたします。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 要望事項の優先順位ということでございますが、今ほどありましたように株式会社ホリのおそこに出入りをする、北菓楼も含めてですけれども、車両が多くなったということで、平成25年度から要望しておりますが、平成27年度の要望、これは平成26年度にもう既に提出をしておりますが、信号機ということであれば上から3番目の位置づけでございます。それから、今の交通事故を踏まえて、次の要望というのは平成28年度に向けてということになります。これはこれから検討して要望順位を定めるということでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 私の記憶に間違いがなければ、何年か前にも、反対車線だったと思いますけれども、ちょうど今回事故が起きた区間で死亡交通事故が発生したと思います。これも、一番最初質問通告で言いましたけれども、テレビ等でも報道されていますが、あその区間というものは約1キロ近くにわたって全く横断歩道も信号機もない。途中で歩道橋みたいなものはありますけれども、それもどちらかといえば北光団地側に偏っている形で、それを抜けてしまうと全く何も無い状況です。そして、安全のために設置されている中央分離帯というものが逆に、今北菓楼さんのお名前が出ていましたけれども、北菓楼さんの側から札幌方面に出ようとするときには障害になって、非常に交通事故が起きやすいというか、危険な箇所でもあるというところでもあります。

もちろん要望は出して、上からも高い順にあるということでしたけれども、今回の報道のされ方がどうのこうのという話ではなくて、このような凄惨な事件が起きて、そし



てあその区間が国道の中でも結構盲点であったと改めて我々認識することができたわけでありますから、ここは今後市内で検討するといっても、まずは信号機、それからできれば横断歩道の設置要望というものを力強く推進してお願いをしていただきたいと思いますというふうに思います。

当然この国道12号線の取り締まりには所轄である砂川警察署の皆さんも日々頑張っておられますけれども、先ほどの答弁の中で、交通機動隊は本部直轄でありますから、地元の砂川市には全く、情報交換というか、連絡もなかったという話であります。本来警察は北海道議会が所管の話でありますけれども、地元の大事な施設の一つでありましたから、こういったものが知らないうちになくなってしまおうというのは市民にとってもデメリットが大きい。歴史にイフというのはあり得ないのかもしれませんが、もし砂川にこの本部があったとすれば、もしかしたら今回の事故は防げたかもしれない、可能性が高まったかもしれない。取り締まりの頻度はふえますから。ですから、それはあくまでも今の結果から勝手に仮定の話で言っているの、何ら実証的なものはありませんけれども、少なくともそういう部隊がいるということは抑止にもつながるし、取り締まりを頻繁に行うことにもなります。現在も交通機動隊がやっているという答弁もいただきましたけれども、これも私の記憶に違いがなければ、現在の交通機動隊はたしか琴似の庁舎から来ているはずです。そうすると、砂川まで来ることを考えれば、時間的に滞在している時間も少ないでしょうし、今回砂川が日本一長い直線道路ということで、せっかく多くの方々が観光や商工の分野でも頑張っていてブランドとして築き上げてきたものが全くだめになったとは言いませんが、悪いイメージで取り上げられてしまった。これは、別に砂川市の責任でも何でもありません。しかしながら、取り上げ方としてはそういうことであるので、取り締まりの体制というものも地元の警察だけではなく、せっかくこういう施設があった。あったことを我々は気づかなかったということもありましたけれども、こういうような施設をもし望めるのであれば、これからはしっかりと道に対して要望を上げて行ってほしいと思いますので、過去のことにはもう問いません。これからこういう施設をもう一回持ってきてほしいと、砂川は東側には国道275号線もあるし、高速道路は別の管轄だと言いながらも高速道路もあるではないかということになりますので、その辺の要望も含めて行っていただきたいと思いますということを考えておりますので、その辺の考えについてお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 交通機動隊の要望ということでございますが、こちらのほうは先ほどご答弁申し上げましたとおり、その時期に詳しくこれこれこういうことだというようなことは市のほうには特になくというふうに認識をしておりますが、ただ警察署を通じていろいろと状況を確認しましたら、組織の再編ということで、砂川警察署自体での廃止の時期等については砂川市にお教えをいただけなかったという部分が1つあります。それ

から、全道的に高速道路網、つまり砂川はそのときに分駐所がありましたけれども、この動きの中でいきますと、高速道路網ができたことによっていち早くそこに対応できるような形になってきたと、こういうことで再編されたというような状況も聞いておりますので、今砂川警察署についてはこういう取り締まりも含めて関係団体との協力、これについて促進をしてみたいということでございますので、今の現状からいくと、この機動隊の要望をさせていただいてもこれが現実的に砂川市にもう一度再設置されるというのは非常に難しいというふうには今は判断しておりますので、できればこの分駐所というよりは、機動隊自体がいち早く砂川に来て、ここで取り締まりを強化いただきたいということを警察署のほうに要望をしてみたいということでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 組織云々ということは、予算とか人員の面もあるので、難しいのはわかりますけれども、今の答弁を聞いて私がちょっと残念だなと思ったのは、高速道路網の整備というのは確かにあります。しかし、国道12号線というものは北海道を象徴すると言っては言い過ぎかもしれませんが、札幌、旭川という主要都市を結ぶ大幹線であって、道外と北海道の実態は違うわけです。12号線も日本一長い直線区間、まちなかは信号機こそありますけれども、今回の事件が起きたような区間、多分ほかの地域でも29キロの中にあると思います。そうすると、常日ごろから高速道路並みにスピードを出している人間もいるわけですから、ここの特殊性と通行量等を考えると、こういった要請を行うこと自体は何も問題ないと思うのです。考えるのは警察が考えることかもしれませんが、です。ですのでこういう要請はやっていっていただきたいなと思います。その先頭に立つのはやはり市長であるのしょうけれども、今回加害者も被害者も砂川市民ではありません。ただ、被害者の方は砂川高校に通っていた生徒さんということもありました。それがたまたま事件の加害者、被害者というものはそのときの運命でどうなるかわかりませんが、一瞬にして一家4名が死亡し、1名が重体で、非常に悲惨な事故ということで全国にも取り上げられている。多分この後もこの事故の影響というのは大きく残っていくと思います。残された家族というのは必ずしも被害者だけではなく、加害者にも家族がいますけれども、市長、このような悲惨な事故、事件を二度とこの砂川の地で私は起こしてほしくないと思いますし、そのためにはいろんな飲食業界とか交通安全対策の協議会等、常日ごろから協議しているのもわかりますけれども、改めて市長の口から一言この件について見解をお伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 先般の交通事故の関係でございます。私も市長になりましてから何とか、空知太地区では毎年、夜間の事故がほとんどでございますけれども、死亡事故が毎年起きているということで、これではまずいということで砂川市民を交通事故から守る一斉旗の波運動ということで平日の日中、多くの市民の賛同を得ながら、年々人がふえて、

昨年は350人ということで旗の波をやりました。たまたまかもしれませんが、792日間、砂川でいえば2番目の記録の死亡事故ゼロが続いたというのがございますけれども、残念ながら昨年の秋1件、そしてまた今回4人の方が亡くなられるということで、ただ事件の性質を見ると、夜間10時過ぎに交通量が減ったときに、飲酒で、しかも100キロを超えて信号も無視する。本来想定していないもので、夜間で常時交通取り締まりができるのかというと、物理的にはなかなか難しい問題もある。

私は、武田議員の言われるのはそのとおりだと思います。それは要望していきますけれども、並行的にはあの辺にオービスでもつけてもらえないのか、24時間体制で抑止するようなものがないとなかなか抑止できないのではないかと。先般テレビでやっていましたけれども、交通事故の遺族会の方が言っておられたのは、何ぼ努力しても、伝えても伝わらない人たちがいる。問題は那些人たちをどうするかなのだと、大多数の市民なり国民はある程度理解して、ちゃんと守ってくれている。ところが、一部にそういうような人がいる。それをどう押さえていくのだというのが我々行政、警察、関係団体に課せられた使命なのだろうというふうに思っております。いずれにしても、もう二度とこんなことが起きないようにしたいという思いでございますから、言われたものも含めて、またオービスがいいのか、一番効果的な方法を模索していきたいと、道警のほうにも要望していきたいと、このように思っております。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 ぜひ力強く要望していただきたいと思っておりますし、これもまちの声としてあるのですけれども、しっかりと飲酒運転を撲滅しようとお店のほうで運転をする方に対してお酒類の提供を控えようというようなことをすると、露骨にそれに対して嫌悪感を出される方もいるということも聞いております。ですが、そういうようなことを許さないというような風潮をつくっていくのもこれからの交通安全対策協議会等の中でぜひ市が率先して取り組んでいってほしいなということを、これは要望として申し上げます。

最後に、空き家対策の話でありますけれども、時間が非常になくなってきましたので、要点をкаいつまんで再質問を行います。1回目の答弁をいただきました。法の施行に伴って、条例等の関係についてこれから整理していかなければならない。それには廃止、改廃を含めて両方考えているということでもありますけれども、既に法が施行されました。法が施行されて、条例と重複している部分もあります。この点については早急にご答弁はいただいたのですが、ある程度の日数的なめどをいただかないと、整合性がとれない部分が生じたときに砂川市の訴訟リスクというものが高まっていきますので、この辺今どの程度をめどに行っていこうと考えているのかということをお伺いいたします。

○議長 飯澤明彦君 建設部長。

○建設部長 古木信繁君 条例の改廃についての日程的なめどということでございますけれども、ガイドラインが5月26日に来ました。法律の完全施行も5月26日ということ

で、それに伴うガイドラインをいただいたところで、その部分について現在精査して、調査して検討しているところでございます。日程的にということで、めどというのははっきり申せませんが、今ここで申し上げられますのは、なるべく早く検討いたしまして、改廃を含めて決めてまいりたいということで現在考えてございます。

○議長 飯澤明彦君 武田圭介議員。

○武田圭介議員 詳細はしっかりと法制担当等も含めていろいろと協議しないといけないこともあるかとは思いますが、今なるべく早くということで、具体的な日数というのがまだ出てこないというようなことも理解できました。しかし、これも法が施行されている以上は早急に取り組んでいただきたいというふうに思います。

それで、最後に事務方の総元締めである副市長にお伺いしたいのですが、今ある空き家は結局、多比良議員の答弁の中にもありましたけれども、もう既に危険な状態になっている空き家だけではなくて、これから空き家になっていくようなものもふえていくと思います。そういうような空き家を第1次的に発見するということは、市民の皆さんあるいは商工会の皆様からの情報提供等も必要となっていきますけれども、それだけにとどまらず、市の建築部門、建設部だけではなくて市民部やほかの部門との連携ということも必要となってきます。ですので、今後空き家を特定空き家までにはさせないと、最初の空き家の段階で対処できるのであれば、できるだけ多くの人に中古住宅の売買等のある等も含めてそういったようなことが行われるように庁内で検討していただきたいと思っております。このことについてだけ再質問としてお伺いいたします。

○議長 飯澤明彦君 副市長。

○副市長 角丸誠一君 (登壇) 5月26日の法施行、あるいはガイドラインの提示がございましたので、その時点で現在の市条例との整合性ということで建築のほうには指示はしてございます。そのような中で、法律にあって条例にないもの、条例にあって法律にないもの等がございますから、それらの精査と、それからガイドラインで言うそういった手続、特定空き家を判断する基準、それから手続の関係、それらを今精査かけているところであります。それから、庁内の会議体については、従前より空き家対策の会議は全庁的に持っておりまして、これはその都度開催するという状況になってございますから、それは活用してまいりたいと。それから、昨年策定した住生活基本計画、これに基づいて今体制整備しておりますけれども、中古住宅の流通で高齢者の部分の家を子育て世帯等に活用できないかというようなことで、それは作業を進めておりますので、そういったことをあわせて総合的に住宅政策を進めていかなければならないというふうな判断でおります。なお、9月定例会を目指して今作業を進めておりますので、ご承知おきのほどお願いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 増井浩一議員の質問は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時12分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

増井浩一議員の質問を許します。

増井浩一議員。

○増井浩一議員 (登壇) 通告に基づきまして、大きく2点について一般質問させていただきます。

1つ目、合葬式墓地(合同墓)についてであります。近年少子高齢化や核家族化などで子や子孫による墓の継承や維持管理が難しくなっている方や経済的な理由から墓の建立や寺院等へ納骨することができず、やむを得ず自宅にお骨を保管している方が増加しています。また、身寄りがいないなど、血縁や社会における無縁により自分が死亡した後の行方や将来に対して不安を抱いている方も見受けられるなど、墓を取りまく環境が大きく変わってきています。昨年も一般質問しましたが、その後多くの市民が大きな関心を示している現状であります。

そこで、砂川市のお墓の現状と今後合葬式墓地(合同墓)の導入を含めた考え方をいま一度伺いいたします。

2つ目、学童保育所の現状と今後の取り組みについてであります。社会環境の変化に伴い、共働きの世帯がふえる傾向にある中において、学童保育所は働く保護者にとって仕事と子育てを両立させるために欠かせない保育事業であると考えます。また、人口減少が続く砂川市にとって、子育て支援の取り組みの一つとして学童保育所を充実させることは、少子化や定住対策化にも有効に働くものと考えます。そこで、以下について伺います。

(1) 学童保育所の施設運営及び利用状況について。

(2) 学童保育所の充実に向けた取り組みについて伺いいたします。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 (登壇) 大きな1の合葬式墓地についてご答弁申し上げます。

初めに、砂川市の墓地の現状について申し上げます。北吉野墓地の全区画数は4,987区画であり、このうち貸し付けをしている区画数は4,515区画であります。平成24年度に造成した268区画につきましては、6月19日現在まで42区画貸し付けており、前回の質疑でお答えしました平成26年8月時点より9件ふえております。墓地の考え方としましては、一般的に先祖代々家族単位等で建て、継承者が維持管理しているものでありますが、近年の少子高齢化、核家族化が進む中、子や孫らによるお墓の維持管理が難しい人がふえていること、またお墓に対する概念が変わりつつあることを背景に、ご遺骨を一つの大きなお墓に共同で埋葬する合葬式墓地を整備、計画する自治体が道内において進んでいるところであります。平成27年5月末現在、道内都市部において整備している都市は、札幌市、小樽市、北見市、網走市、帯広市、千歳市、江別市の7都市であり、

またことしの秋には恵庭市、北広島市の2都市が開設予定であります。今後におきましては、合葬式墓地の設置時期、設置場所及び具体的な方法について少し時間をいただいて検討させていただきたいと考えておりますが、近い将来には必要になるものと認識しているところであります。

続きまして、大きな2の学童保育所の現状と今後の取り組みについてご答弁を申し上げます。初めに、(1)学童保育所の施設運営及び利用状況についてであります。本市の学童保育事業につきましては、放課後や小学校の休業日に保護者の就労等により保育に欠ける小学生に対し、遊びの場及び生活の場を提供し、保護者にかわって保育することで児童の健全な育成を図ることを目的として実施している事業であり、平成16年4月1日より総合福祉センターに中央学童保育所を、空知太小学校に空知太学童保育所を開設し、その後平成18年4月1日から北光老人憩の家に北光学童保育所を、同年6月5日から旧南保育所に南学童保育所を開設しており、現在市内4カ所で実施しております。施設の運営につきましては、中央学童保育所及び南学童保育所は公設公営となっておりますが、空知太学童保育所及び北光学童保育所は、利用者が父母の会などを設立し、地域組織による公設民営で運営されているところであります。

また、利用状況についてであります。本年6月1日現在の学童保育所登録児童数は、中央学童保育所が定員40人に対し、通年19人、短期23人で計42人、南学童保育所が定員50人に対し、通年46人、短期17人で計63人、空知太学童保育所が定員40人に対し、通年40人、短期18人で計58人、北光学童保育所が定員30人に対し、通年16人、短期4人で計20人であり、合計で通年121人、短期62人、通年、短期合わせて183人となっております。

続きまして、(2)学童保育所の充実に向けた取り組みについてであります。学童保育所は放課後等において家庭にかわる生活の拠点であることから、通常の遊びや学習以外にもレクリエーション活動や行事を行うなど、保育内容に工夫を凝らすとともに、指導員も保護者と一緒に児童を育てていくという観点から、年2回保護者交流会を開催するなどしております。また、本年4月1日からは、砂川市学童保育条例の一部改正を行い、対象児童を小学6年生まで引き上げ、受け入れ児童の拡大を図ったところであります。さらに施設面では、総合福祉センターの中央学童保育所及び旧南保育所の南学童保育所については、遊びスペースの狭小や施設の老朽化等の課題が生じていることから、現在施設の開設場所等のあり方について検討を進めているところであります。

○議長 飯澤明彦君 増井浩一議員。

○増井浩一議員 1番目の合葬式墓地について再質問させていただきます。

ご答弁にもありましたとおり、道内では既に7都市も合葬式墓地ができてきているということで、さらに2つの市でもことしじゅうに開設されるということで、お墓に対する考え方が本当に変わってきているのではないのかなと思っております。私も小樽市に伺い、

視察してきましたけれども、市民が市長へ要望することができる市長への手紙というもので要望があったと聞いております。それと、議会の中でも質問等が行われて、高齢化社会を過ぎ、孤独社会に向かって無縁の世の中になりつつあることや、核家族化や少子化の影響で墓を維持できなくなっている状況がふえていることなどを理由に、合同納骨塚の早期建設を求める声が多数寄せられたということで、平成23年の段階で唯一共同で使用する墓を設置している札幌市へ視察に行ったということで、小樽市において予定地の確保、施設の規模及び維持管理など多くの課題について検討されて、平成24年の7月に合同墓に着手し、同年の10月に供用開始したとのことでした。砂川市においては、今すぐ共同墓が欲しいという方もおられると思いますけれども、結構お墓の区画があいている状況だとも見受けられます。

そこで、ここ数年の区画の貸付状況と今現在の墓地の区画はいつごろまでもつのかを伺います。また、担当の窓口などに合同墓についての設置要望等、問い合わせがきているのか、もし砂川に合同墓をつくるとしたらどの程度の規模の墓が必要かということをお伺いいたします。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、順次ご答弁をさせていただきたいと思っております。

まず、新しい区画の貸付状況でございますが、過去5年間の貸付状況でございますと平成22年度が27区画、平成23年度が15区画、平成24年度が23区画、平成25年度が15区画、平成26年度が11区画ということで貸し付けを行っておりますので、合計で91区画となり、年の平均では18区画という状況になってございます。また、この造成した区画はいつごろまでもつのかということでございますが、平成24年度に造成した区画数は268区画でございますので、6月19日現在42区画を貸し付けているため、残りは226区画という状況でございます。年平均を18区画としますと、単純計算で12年から13年程度はもつということで考えてございます。

それから、担当窓口等への問い合わせ状況であります。こちらのほうは昨年10月に1件、合葬式の墓地があるかどうかということで、これは市内の方ではございません。市外の方からの問い合わせが1件あったということで聞いております。

それから、合葬式の墓地を整備する場合の状況、面積ということでございますが、小樽市さんが3,000体を予定して70平米ということでございますので、砂川市がもしそれよりも一回りぐらい小さいものを建設するというのであれば、例えば60平米というふうに仮定をした場合は、砂川市の1区画の貸付面積が6平米ということになりますので、10区画程度でこれが建設できるということになるかと思っております。

○議長 飯澤明彦君 増井浩一議員。

○増井浩一議員 原課の担当者のところにお問い合わせがもっと来ているのかなと思っておりまして、そうでもないようですね。墓地も今あるところで12年から13年もつとい

うことでありますけれども、近い将来合同墓が必要となっていくと最初の答弁でもお答えいただきました。だから、市民ニーズをしっかりと把握して、いつごろ、どのようにつくったらいいのかということを検討していただきたいなと思います。また、設置するに当たり、永大供養のあるお寺さんとの協議も必要だと小樽市の担当の方もおっしゃっておいりました。そこで、市内の永大供養のあるお寺さんの状況を把握しているのか、これをお伺いします。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 ただいま永大供養を行っているお寺さんの状況の把握ということでございますが、大変申しわけありません、今現在こちらのほうでその状況は把握してございません。

○議長 飯澤明彦君 増井浩一議員。

○増井浩一議員 わかりました。そういうお寺さんとの協議も含めまして、合同墓の建設に向けてさまざまな課題があると思っております。それらを一つ一つクリアして、ほかの都市にある合同墓も参考にしながら、砂川市に合った合同墓を一日でも早くつくっていただきたいと思ひまして、この件はこれで終わります。

続きまして、2点目の学童保育の関係でございますけれども、最初に（1）で施設の運営及び利用状況について、学童保育所の利用ニーズが高いことがわかったところであります。中でも空知太の学童保育所は、児童数から見ると利用者が多いと感じます。その要因についてはどのようなことがあるのか伺います。

また、小学校内に施設が設置されている空知太以外は、開設場所が学校から離れた場所にあるためハイヤーや徒歩で移動されているようですけれども、そのことによる安全確保や児童の乗車等に問題がないのかを伺います。

次に、（2）ですが、今ほどの答弁から施設の充実を図っていく必要があると考えます。特に福祉センターの中央学童保育所及び旧南保育所の南学童保育所については、建物も建築後相当古いと思ひます。子供たちが安全、そして快適に過ごすことができるように施設の改築や移転などについて考える必要があると思ひますが、今のところどのように考えているのかお伺いします。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、順次ご答弁をさせていただきたいと思ひます。

まず、空知太学童保育所の利用ニーズが高いということの要因でございますが、これは一般的に経済状況や核家族化、あるいは社会環境の変化によって共働きの世帯がふえる傾向にあるというのが1つ要因でございますが、ただ空知太学童におきましては小学校内に設置をされており、授業終了後の移動が容易なこと、この辺を含めて利用されやすいのではないかとこのように考えているところであります。

また、他の学童につきまして学校から保育所への移動にかかわる安全確保ということの



ご質問でございますが、まず北光学童保育所につきましては授業終了後、各児童が児童玄関の集合場所に集まり、迎いの指導員の誘導に従って徒歩で移動しているという状況であります。また、中央学童及び南学童保育所につきましては、授業終了後、児童は各自集合場所に集まり、ハイヤーに乗車し、開設場所まで送ることで安全の確保に努めているところであります。なお、乗車におきましては、日ごろから指導員が乗車マナーについて指導するとともに、ハイヤー運転手が乗車確認を行っており、確実に施設へ送り届けるように注意を払っているところでございます。

続きまして、施設の改築や移転についてのご質問でございます。先ほどもご答弁申し上げましたけれども、福祉センター、それから旧南保育所につきましてはともに昭和49年に建設をされており、築40年ほど経過しているという状況でございます。そのような中、遊びのスペースが狭小であったり、施設の老朽化が進んでいたりしております。このことから、今後においても安全で利用しやすい施設として事業を継続するためには、抜本的に見直す必要があると考えているところであります。施設の大規模修繕につきましては多額の経費が生じることが考えられることから、現実的な方法として対象となる小学校の教室等を活用することができないか、現在検討を進めているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 増井浩一議員。

○増井浩一議員 空知太の関係は、学校内に設置してあるということで行きやすいということがわかりましたので、こちら辺でいいと思います。

次に、2点目のほうで、老朽化が進んでいる2施設、中央学童と南学童のほうの2つの施設は、大規模改修をすると多額な経費が生ずるということで、現在小学校の教室を活用することができないか検討しているということなのですけれども、空知太学童保育所と同様に小学校内に実施できるようになれば、児童の安全や保護者の安心感も高まると考えていますが、今後どのように進めようとしているのか、具体的な時期について伺いたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 市民部長。

○市民部長 高橋 豊君 それでは、私のほうからご答弁をさせていただきたいと思いますが、今具体的な時期ということでございましたが、学童保育所につきましては空知太小学校の方式で利用できないかどうか、中央学童保育所のほうは中央小学校、南学童保育所のほうは砂川小学校と豊沼小学校ということでありますが、こちらのほうは随時教育委員会とも協議を重ねておりまして、教育委員会との協議はつきましたので、ですから平成28年度以降のなるべく早い時期に各学校を利用して学童保育所を移転させたいというふうに考えております。ただ、今お答えを申し上げましたけれども、各保護者の方との調整はまだついておりませんので、これから説明を行って、それでご了承を得るという形で進めたいと思っておりますので、できれば28年度から実施をさせていただきたいのですが、そういう調整も含めて28年度以降のなるべく早い時期に実施をさせていただきたいとい

うこととございます。

○議長 飯澤明彦君 増井浩一議員。

○増井浩一議員 ありがとうございます。小学校でやれば、先ほども申しましたけれども、移動する時間がないので、安全だと思いますし、保護者も移動しない安心感というのが高まると思います。子育て支援に取り組む砂川市としては、児童の安全確保、そして保護者の負担軽減のためにも本当に早い時期の実現をお願いしまして、これで終わります。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員（登壇） それでは、通告に基づきまして、大きな項目で3点について質問をいたします。

まず、第1点目は、市職員の住居手当のうち住居所有者に対する手当（いわゆる持ち家手当）の支給状況等についてであります。国や道では既に廃止され、道内の各市町村でも見直しが進んでいる持ち家手当ですが、以下の点について伺います。

（1）持ち家手当が人事院勧告及び総務省通知により各自治体においても廃止を基本とした見直しを行う旨の通知があった年はいつか。

（2）今年度の一般会計予算の住居手当2,804万5,000円のうち、持ち家手当の支給額及び支給人数について。

（3）道内各市の支給状況（支給額及び支給条件）について。

（4）持ち家手当の今後の考え方について。

次に、大きな項目の2点目は砂川高等学校の生徒への支援策についてであります。空知管内の高等学校が設置されている自治体においては、学校の特色を高めるため、生徒に対し進学や就職に有利な資格に対し補助をする、あるいは通学のための交通費を支給する等の支援策がなされているところがあります。砂川市唯一の高等学校である砂川高等学校の特色を高めるためにも、管内の高等学校でも実施している生徒への支援策が効果的と考えます。そこで、以下の点について伺います。

（1）管内の高等学校における生徒への支援策の概要について。

（2）砂川市における今後の取り組みについて。

大きな項目の3点目として地域医療構想の砂川市立病院の経営に及ぼす影響等についてであります。平成26年6月に成立した医療介護総合確保推進法により、道では今年度から10年後の医療需要を推計して効率的な医療体制の提供を目指す地域医療構想の策定を進めています。また、地域医療構想の実現のため、構成区域ごとに医療関係者などを集めた地域医療構想調整会議が開かれることになっています。そこで、以下の点について伺います。

（1）地域医療構想の概要について。

（2）砂川市立病院の経営に及ぼす影響について。

（3）推進体制について。

以上です。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 (登壇) 私のほうから大きな1、市職員の住居手当のうち自宅に係る手当、いわゆる持ち家手当の支給状況等についてご答弁を申し上げます。

初めに、(1)の持ち家手当が人事院勧告及び総務省通知により、各自治体においても廃止を基本とした見直しを行う旨の通知があったことについてであります。平成21年8月11日に行われた人事院勧告において自宅に係る住居手当が廃止とされ、国家公務員においては同年12月から廃止となり、またこの勧告内容を踏まえ、地方公共団体に対しては、同年8月25日付で総務事務次官名により地方公務員の給与改定に関する取り扱い等についての通知が発出されたところであり、この通知において、自宅に係る住居手当については、国が廃止したことから、地方公共団体においても廃止を基本とした見直しを行うこととの要請がなされたところであり、

続きまして、(2)今年度の一般会計予算の住居手当のうち、持ち家手当の支給額及び支給人数についてであります。予算で計上している住居手当2,804万5,000円のうち、自宅に係る住居手当につきましては614万4,000円であり、1人につき月額8,000円、年間9万6,000円を64人分計上しているところであり、

続きまして、(3)道内各市の支給状況についてであります。平成26年度の道内35市の支給状況といたしましては、自宅に係る住居手当の制度を廃止している市が8市、制度は廃止したが、経過措置中である市が5市、制度を継続している市が22市となっており、支給額は月額2,000円から月額9,700円までの支給幅となっております。次に、支給条件につきましては、22市中、市内居住者と市外居住者で支給額に差をつけている市が1市、住宅取得5年までについて支給額を加算する市が6市となっており、それ以外の市につきましては持ち家であること以外の条件は特に定めてはないというところであり、

続きまして、(4)持ち家手当の今後の考え方についてであります。これまで本市においては住宅取得を促進することによる固定資産税の増収及び市内経済への波及効果等も踏まえ、支給してきたところであり、国家公務員に関して制度が廃止された時点においても本制度の存廃を検討いたしましたが、国家公務員と市町村職員では居住実態が異なることなども考慮した上で、市独自の住宅施策の一環として制度を維持することが必要と判断したものであります。これまでも本制度の運用に当たっては道内各自治体の状況を勘案してきたところであり、平成20年に支給額を月額1万円から9,000円、さらに平成22年に月額9,000円から8,000円に減額して現在に至っているところであり、このような状況のもと、制度の見直しが進んでいる道内各自治体の動向も踏まえた中で、本制度のあり方についてはさらなる見直しが必要と考え、昨年より職員団体との協議に着手しているところであり、

○議長 飯澤明彦君 教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 (登壇) 大きな2の砂川高等学校の生徒への支援策についてご答弁申し上げます。

初めに、(1)管内の高等学校における生徒への支援策の概要についてご答弁申し上げます。管内の公立高等学校においては、生徒の確保や学校の特色を高めるため、21校の公立高等学校のうち、本市の砂川高等学校を含め10校で各市町による生徒への支援策を実施しているところであります。奈井江商業高等学校では、平成26年度に定期代の2分の1の助成、1年生の簿記や珠算など各種検定費用の全額助成、ジャージの支給を行っていましたが、平成27年度からの入学生全員を対象に入学支援金、制服及びジャージの支給、町外からの入学生に定期代の全額を助成しています。新十津川農業高等学校では、1カ月の定期代の1万円を超える部分を助成、農業技術や溶接など各種検定、研修費用の全額を助成しています。芦別高等学校では、片道6キロメートル以上の定期代の全額助成、簿記や小論文など各種検定、模擬試験費用の2分の1を助成しており、深川東高等学校では情報処理や溶接など各種検定、研修費用の全額助成、三笠高等学校では実習器具、実習服の貸与、月形高等学校では公共交通機関での実費交通費の2分の1を助成、各種資格、模擬試験費用の2分の1を助成しております。また、長沼高等学校では、危険物取扱や英語など各種資格、検定費用の全額助成、栗山高等学校ではボイラーや簿記など各種資格、検定費用の2分の1を助成、南幌高等学校ではビジネス文書や漢字など各種検定費用の2分の1の助成を行っているところであります。

続きまして、(2)砂川市における今後の取り組みについてご答弁申し上げます。教育委員会といたしましては、砂川高等学校が市内唯一の高等学校であることから、その魅力を高める取り組みといたしまして、平成25年度より学力向上の観点から大手予備校を活用したサテライト授業の実施に伴う経費を継続して助成しているところであり、また砂川高等学校地域新聞を広報すながわに折り込んで配布し、生徒の活動や現状などを市民の皆様が発信しているところでありますが、現在砂川高等学校の魅力をさらに高めるための支援策について砂川高等学校と協議を進めているところでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 (登壇) 大きな3の(1)、地域医療構想の概要についてご答弁申し上げます。昨年6月に成立した地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律、いわゆる医療介護総合確保推進法によって医療法が改正され、北海道では平成27年度以降に地域医療構想を策定し、現行の6次医療計画に追記することとなりました。この地域医療構想を作成するに当たり、地域における医療設備や実際に行われている医療機能、医療資源状況を正確に把握するために、昨年10月に病床機能報告制度が開始されております。北海道は、この病床機能報告によ

って各医療機関から報告された情報などを用いて地域の医療機関が担っている医療機能の現状を把握、分析し、さらに地域の医療需要の将来推計等を活用して、2025年における2次医療圏を基本とする区域ごとの各医療機能の需要と必要量を含め、その地域にふさわしいバランスのとれた医療機能の分化と連携を適切に推進するための地域医療構想を策定し、医療計画に新たに盛り込むこととされております。このことにより、地域の医療機関や住民等が地域の医療提供体制の現状と将来の姿について共通認識を持ち、医療機関の自主的な取り組みや医療機関相互の協議によって医療機能の分化、連携が進められることが期待されているところであります。

次に、北海道における地域医療構想策定のスケジュールであります。本年7月以降に地域医療構想調整会議を設置し、議論を進めるとともに、医療関係者や住民向けのシンポジウムを開催した中で、平成28年2月以降に地域医療専門委員会において地域医療構想の素案の取りまとめを行い、パブリックコメントの実施を経て、北海道医療審議会への諮問、答申を行う予定とされているところであります。

大きな3の(2)、砂川市立病院の経営に及ぼす影響についてご答弁申し上げます。北海道は、地域医療構想の達成を推進するための協議の場である地域医療構想調整会議を設置、運営し、その中で地域の病院が担うべき病床機能を協議することとされておりますが、現時点では地域医療構想調整会議においてどのような議論が進められ、どのような結果となるかは不透明であることから、ご答弁申し上げます状況にはございませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

大きな3の(3)、推進体制についてご答弁申し上げます。地域医療構想調整会議の構成員の範囲としては、医療法に基づき、医師会、歯科医師会、病院団体及び医療保険者を基本とし、構成自治体及び住民代表などが想定されているところであり、現時点では当院が参加できるかは不透明ではありますが、参加が可能となった際には地域の中核病院としての立場で協議にかかわり、地域の実情に基づいたものになるよう、院内における病院運営の最高決定機関である管理運営会議等にて検討していく考え方でおりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 それでは、大きな項目の1から順次再質問をいたします。

まず、(1)についてですが、ただいまの答弁によりますと人事院勧告があったのは21年とのことでしたが、通常であれば人事院勧告があればその年に勧告が反映された条例改正等があるところですが、21年におきましてはこの勧告を受けたにもかかわらず、勧告では廃止とのことでしたが、廃止の見直しを行わなかったという事実があります。その理由についてまずご説明いただきます。

(2)につきましては、月額8,000円と64人ということで、これについてはわかりました。

(3) についてですけれども、各市の状況を聞きますと、35市中、制度廃止は8市、経過措置中は5市、継続は22とのことでしたが、砂川市の8,000円については各市の平均額と比較してもかなり高い額であり、支給条件についても全く制約がないということで、そこは間違いはないですか、その確認をまずお願いします。

(4) についてですけれども、今後検討されるということですので、先ほど見直しという話もありましたが、どのように具体的に検討されるのか、それについてご回答をお願いいたします。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 順次お答えをしたいと思います。

まず、(1)につきましては、人事院勧告のとおり改定していないという部分につきましては、給与等に関しましては人事院勧告に基づき給与改定を行っているところでございますけれども、住居手当につきましてはそれまでも国の状況とは異なる支給状況でありました。国はその時点で、廃止する時点では2,500円という単価を設定しておりまして、この部分につきまして廃止という形になっております。ですので、砂川市といたしましては、1回目の答弁でもご答弁させていただきましたけれども、固定資産税の関連、あるいは市内の経済状況等も勘案した中で、まずは継続するのがよいというような判断のもとに、21年時点では人事院勧告で廃止となりましたけれども、この手当につきましては存続させてきたというところでございます。

続きまして、3点目の各市の状況等の比較という形になります。支給しております27市を平均いたしますと、平均額につきましては6,200円という形になります。砂川市が8,000円ということで、それに比べますと高い状況にはなっているところでございます。27市の順位をつけますと砂川市の順位は3位という形になりますけれども、この8,000円と同額のところが砂川市を含めて5市という形になっているところでもございます。

最後、4点目の今後の考え方につきましては、26年4月1日時点では8市が制度を廃止しているという状況にあります。27年時点では、もう既に経過措置に入っている自治体もありますので、その経過措置に入っている団体が当然のごとく今回1市ふえております。それと、近隣であります芦別市さんが27年4月から廃止しているということも聞いておりますので、これらの状況を踏まえながら、まずは今後の見直しにつきましては、減額する方向の中で見直しをしていきたいということで職員団体とは協議をさせていただいているところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 再度また(1)から質問してまいりたいと思いますが、21年の第5回の臨時会の議案を見ますと、議案第3号において給与条例を改定する議案が提出されている。このとき改正されたのですけれども、そのときの議案見ますと、国家公務員の給与改

定に準じ、給与月額及び期末手当等を改正するためとなっています。準じというのは、基本的に行政用語で考えますと、一定の定め、方向等を基準、模範とし、これと基本的に同様の取り扱い、処理をすることとなっておりますけれども、これいかげんに砂川市においては準じ、考え、そのような結果になったのか、また再度お尋ねします。

また、それに関連しますけれども、21年の人勤においては廃止を基本とした見直しをされているところですが、先ほど固定資産税、自宅云々という話もありましたけれども、廃止ということで基本的に来ているわけですから、それを減額というのは全く準じていないということになると思うのですが、また当時の市長も部長もかわって、当時の状況についてはわからないとは思いますが、6年間もこの状況が続いていることについて再度お伺いしたいと思います。

(3)については、砂川市の支給額については上位2番目ということはわかりました。確認いたしました。

(4)について、また繰り返しになりますが、先ほど職員団体とも協議してまいりたいとのことでしたが、既に人事院勧告が出てから6年近く経過している状況にあります。今後永遠に続けていくことにはならず、現時点では協議されているということでもありましたけれども、いつごろぐらいまで、具体的にそれにめどをつけて内容を検討されているのか、再度お伺いしたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 平成21年の人事院勧告のときに国家公務員に準じて給与、期末手当の改正は行ったところでございますけれども、住宅手当につきましては過去の砂川市の取り組みあるいは近隣の状況等も勘案した中、国家公務員につきましては廃止をされましたけれども、砂川市の判断といたしまして継続という判断をさせていただいたところでございます。

次に、各市の状況ということで2回目にご答弁させていただきましたけれども、砂川市の順位は3位ということでお願いをしたいと思います。

最後になります。具体的なめどということになっております。住居手当の取り扱いにつきましては、過去の経過もありますので、基本的には近隣の状況、他市との均衡を図りながら決めていきたいというふうにも思っております。27年度時点におきましても、経過措置を導入している自治体もかなりふえてきております。26年度までは制度をそのまま継続しておりましたけれども、27年度を見ますと経過措置を導入している自治体もあるというふうにも聞いておりますので、そのようなことも踏まえながら、できるだけ早い時期に新しい方向性を見出していきたいというふうにも考えておりますけれども、こちらにつきましては職員団体との交渉の中で決めていくことでございますので、その点につきましてもご理解を賜りたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 また再度（１）の人勧の話に戻ってくるのですけれども、人事院勧告というのは私たち公務員にとっては非常に重い勧告と私自身は受けとめているわけなのですが、砂川市においては人事院勧告というのはどういった位置づけで考えられているのか、もちろん地方自治法においては技術的な助言とは位置づけられておりますけれども、職員全般の給与等にかかわる部分もありますが、砂川市としては人事院勧告についてはどのような位置づけであるのか、その辺について市の考え方をここでご教示いただければと思います。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 （登壇） 住宅手当の性格そのものから私のほうからお話をさせていただきます。

国においては、一自治体に職員がいるわけでないですから、全国にまたがるということで、住宅手当という考え方はもともと国にはない。これは、市町村だけである程度、国には2,500円、5年間、新築のうち3年間ぐらいが2,500円、あと逓減していくような、たしか。ちょっと離れて長いのですけれども、もともと転勤を想定していて、官舎をつくるのが国なり道の考え方で、市町村はそういうものを持っている市町村もあります。砂川市は、官舎は持たないで手当を出したほうが安いと、そして固定資産税も入ってくる、そういう考えで過去の砂川市はやってきたと。だから、これは、かつては各市町村によって金額はばらばらでございました。それは、その市町村が労使交渉の中で決めればよいと。だから、特勤手当もそうなのですけれども、必ずしも国と道が同じかといったら、同じでもない。市町村も同じかという、その手当に関してはそれぞれその市町村の特殊性を見て決めていくというような性格が強かったというのがございます。

もともと勧告の範疇に住宅手当が入るのかというのはかつては論議のあったところなのですけれども、国はそういう実態の人がほとんど、道は持ち家の比率は国よりはちょっと高いのかなと感じておりますけれども、従来からは労使交渉の中である程度決めてきたと、それは労働基準法と団結権と争議権とか、ただ公務員の場合はその辺一部制限をされていますけれども、団体交渉権は持っている、ただし協定は結べないというのがありますから、覚書という形ですけれども、その中で国に準じていないような手当の部分については独自にやってきたというのが実態でございます。

だから、それはよかったのですけれども、長引く不況の中で実際には給料は落ちてくるという状況で、手当もそのままいいのかと、給料も民間と地方のほうは合わせて下げているから、私市長になってからは組合と交渉しながら下げていると。ただ、これは労使交渉の一つでもあるから、今ここでどうのこうのと言うことはちょっとできませんけれども、ただ経過だけは国、道とは違くと、国も官舎を建てて、その経費と住宅手当を出すのならどっちが安いかの比較になると。置かれている状況が違うということだけは武田議員にも理解していただきたいなというふうに思っております。



○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 国家公務員の経過については私もよく調べて、もともとは畳の張りかえが云々とか、そういった話もあったようで、そういった形で支出されたというのは私も承知して、また道は実際国家公務員に比べて住宅の所有率が高いと、正確な数字は私古い数字しか持っていないので出しませんけれども、札幌居住の職員については結構住宅を持っているという状況があったと思います。

ただ、(1)については、先ほどの市長の説明には、そもそも論を私のほうは(1)のほうで確認したかったのですけれども、要は人事院勧告というのはそもそも地方公務員にとってどのような位置づけであるのかという部分をできれば市長のほうにご説明いただきたかったなと思ひまして、それについて再度、済みませんけれども、ご説明願えれば助かります。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 人事院勧告は、給与、本給に関するものについては人勸を尊重しながらやってきている。独自に条例をつくるというのは、なかなか困難性があると。それはやっぱり地域給与になると人事院勧告、砂川市自身は人事委員会持っていないから、あくまでも国しか持っていないものですから、よりどころはそこしかないということで、基本賃金なり期末手当、勤勉手当については国に準拠してやってきているというのが実態でございますから、それは尊重しております。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 そうしますと、住居手当については地域の実情に合わせて、そこは砂川市の独自の判断で出されているということになるということなのではないでしょうか。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 それは、労働条件は、先ほど申し上げましたけれども、給与でなくて諸般の条件というのは労働基準法なり団体交渉の中で決めていくべきものという分野がございます。その中で、組合の理解を得ながら段階的に下げているということで理解をしていただきたいなと、そういうことでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 私もなかなか頭の回転が弱くて済みません。わかりにくかったのですが、給料も含めて、住居手当については要は人事院勧告の範疇から外れ、市の独自の判断の余地があるというふうに解するということなのかどうかというのがちょっと私今聞いていてわからなかったのですが、もう一度、済みません、お願いします。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 独自にやってきましたけれども、先ほど最初の1回目のところで答弁したとおり、社会一般上の一般的な市内の状況と余りにも乖離があるから、それは下げる方向で組合と交渉をしているということでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 しつこくて申しわけないのですけれども、また（１）の人事院勧告という話に戻るのですけれども、昨年度7年ぶりのプラス改定ということで人事院勧告発令され、プラス改定となったところですが、プラス改定になった一方で、こうした国の人勤がなされた中で、かつての経過はありますが、住居手当という形で民間にも支給されていないような手当が残っているという状況があると。そうすると、一般市民の感覚からすれば、要は人勤をいいとこ取りしているのではないかと、市役所はいいとこ取りだけして、不都合な部分については配慮しない人事院勧告を受け入れているのではないかという疑問が出てくると思うのです。そういった部分の配慮は、特に砂川市においては独自の人事委員会を持っているわけではなくて、札幌市などの自治体は別として、自治体が独自の委員会を持っているわけでない。ただ、そうすると一般の方の給与を反映した中で市の給与を決定していくという大きなよりどころになるのはやはり人事院勧告が唯一のものであると言えるしかないと思うのです。その人事院勧告の中でやられているのであれば、それは普通ですということにはなると思うのですけれども、一方ではこうした形で、住居手当という形で一般の人がもらっていないような手当を現に支給されている。過去の経過はよくわかりますが、一方ではそういった手当が残っているという部分については市民の方も非常に疑問に残ると思うのです。そういった部分の疑問について市長としてはどういった考え方であるかどうか、ちょっとお示しいただければと思います。

○議長 飯澤明彦君 市長。

○市長 善岡雅文君 もともと住宅手当については勧告はずっとありません。廃止のときだけ出たのです。もともと勧告になっているものではございません。それと、先ほども言いましたけれども、国は官舎を持っている。市町村は持っていない。道も持っている。その違いを理解してください。官舎のほうが金かかって、固定資産税も入ってこないというのがございます。その違いがあるから、国は勧告をしていないのです。もともと制度があって、その廃止のときだけ勧告で出したのです。だから、普通の手当とちょっと違うところがあるということだけは理解していただきたい。だから、各市町村がそれぞれの経過の中で、それは市町村によって違います。それを出しながら、市の職員は異動がないから、みんな家を持てと、砂川市の場合は家を持って固定資産税を納めるということで、かつてはそれを奨励した面もあります。市町村でも市営住宅、職員用の住宅を持っているところもございました。ですから、その経過がそれぞれの市町村で別だし、国と道とも市町村とは転勤ある、ないで違うというので、勧告がなかったものが廃止のときだけ出てきたから、それをあとどうするかは市町村が労使交渉の中で決めましょうと、そういう経過であることだけは理解していただきたいと思います。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 その経過については私も理解する部分があるのですけれども、先ほど国

家公務員、道職員と官舎があるということで、それとは全然背景が違うというのは当然私も理解しております。ただ、1点申し上げたいのは、少なくとも砂川市の職員は採用されてから一貫してほぼ30年ですか、三十ウン年そのまちにとどまり続けるわけでありませうけれども、それと道職員、国家公務員については頻りに転勤があるということで、それに当たっては非常に不都合なことが実際ある。例えば単身赴任でお子さんだけ都市部に残して旦那さんが農村、漁村のほうに転勤されると、そういった場合の不都合というのも非常に多いということです。前提として理解していただきたい部分があるのです。砂川市を含めて基礎自治体の方は、皆さんほとんど転勤がない、一生そのまちにとどまるという面があって、非常に恵まれているという部分は国家公務員や道職員と比べて違う部分があるということは、その辺はご理解いただきたいなと思います。

それと、先ほどから話がずっとかみ合わない人事院勧告の話だったのですけれども、私は基本的に勧告がなかったというのは、それもわかっていますけれども、ただ廃止ということで国、総務省から通知があったということは、非常に重みのあるものだと私自身は思っております。その中で、いろんな経過があるということで今協議されているということなのですけれども、ただ6年間今までずっとそれを出し続けていると、過去の協議の経過はわかりませんが、最近の経過なのかもしれないですけれども、そのままずっと出し続けてきたというのは、恐らく多くの方の理解は得られないのではないかと。今協議していること自体は、それは当然だと思いますが、それ自体ご理解いただきたいなというか、市民の感覚で理解していただきたいなと思います。何か市長あれば、お願いいたします。

○議長 飯澤明彦君 総務部長。

○総務部長 湯浅克己君 まず、人事院勧告について私のほうからもお話をさせていただきますけれども、基本的には人事院勧告に準じて、それに基づきまして職員団体と協議した中で給与等は定めておまして、人事院勧告が出たから、そのまま給与が決まっているわけではございません。そのような考え方のもと、住居手当につきましても、人事院勧告は出されましたけれども、砂川市としてどう判断するのか、それは砂川市と職員団体との協議の中でこのような形で決めさせていただきましたので、あくまでも、先ほど市長のほうからもお話ありましたとおり人事委員会等も持っておりませんので、まずはよりどころとなるところを人事院勧告に求めて給与等を決定しているところでございますので、その点につきましては給与等の部分と住居手当につきましては若干考え方に差異が生じているのかなというふうに考えているところでございます。たしかに人事院勧告21年に出されまして、手当については同額というふうになっておりますけれども、その以前からも住居手当につきましては1回目のご答弁で申し上げましたとおり削減も続けてきております。そのような状況の中で、今後につきましては近隣の状況等も勘案しながら、全体的に全道の市のレベルにおきましても見直しが行われている状況でありますので、それらの状況を見ながら現在職員団体と交渉しているということでご理解を賜りたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 そういったことになると思うのです。もちろん相手方のある話なので、私もあす見直せとか、すぐ2カ月後に結論出せとか言うつもりは全くございません。ただ、持ち家手当の問題については折に触れ今後も提案していきたいなと思います。また、検討の結果、市民の理解が得られるような結論が得られることを期待して、大きな項目1についてはまず質問を終わりたいと思います。

続きまして、砂川高等学校への支援策ということで再質問をさせていただきます。答弁によりますと、各市町村において学校の特色を高めるため各種の取り組みがなされているということはわかりました。あと、私が調べた範囲なのですが、新十津川では給食を食べさせているというような話もあったのですが、今回の答弁にはなかったと思うのですが、それについて何かご存じな部分があればお知らせ願いたいのと、あと(2)の砂川市における今後の取り組みということなのですが、サテライト授業というのは学校側の要望ということで実施されているのは承知しております。過去議会においても議論になったので、そこは承知していますが、実際保護者の方、あるいは元高校生だった子たちとかに直接話を聞きますと、制服の貸与とか検定に対する補助とか、直接の援助を求める声というのはやはり強くあるところで、学校側の要望ということで前回サテライトのほうだったというのはよく理解できますが、一方では保護者の方の意向が十分酌み取れていないのではないかと、私は保護者、生徒さんに話聞く限りそうなっているのではないかと思います。特に周辺の高校、先ほどお話あった中では制服もジャージも丸抱え、定期も全部出す、検定も全部出すというような話を聞きますと、特に近隣で強力な支援策を行っている市町村、高校があるということであれば、保護者の方としてはどうしても現実的にはそちらの高校を選んでしまうのではないかと現実があると思います。ですので、学校側の要望というか、意見も重要ですが、あくまでも保護者あるいは生徒さんの意見を十分酌み入れた取り組みが必要になってくると思います。再度ご答弁をお願いいたします。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員の質問に対する答弁は休憩後に行います。

10分間休憩します。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時23分

○議長 飯澤明彦君 休憩中の会議を開きます。

武田真議員の質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

○教育次長 和泉 肇君 まず、新十津川農業高校における給食の話でございます。これにつきましては、学校給食センターで給食を提供しておりますが、あくまでも実費負担ということで提供しておりますので、支援策として実施しているものではないというふうに

考えております。あと、このご質問につきましては、概要ということですので、一つ一つ全てを網羅したというような答弁にはなっておりませんので、ご理解をいただければと思います。

次に、支援策につきましては、保護者あるいは生徒の意見をもっと聞いた中で決定していくべきではないかというご質問でありました。砂川市教委といたしましては、基本的には砂川高校に対する支援ということで、まず保護者の方に対する支援という位置づけはしてございません。あくまで砂川高校における教育活動、これについて市教委として、砂川市として支援をしていくのだという考えに基づいて支援策を学校との間で協議をしているところであります。この考え方につきましては、学校側も同じ考えで共有しているところでありますので、ご理解をいただきたいと存じます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 (1)についてはわかりました。

(2)についてですけれども、先日の間口アンケートでも明らかになりましたが、砂川高校に対する市民の関心は非常に高いというところにあると思います。間口問題は今回の質問とは直接関係ないところですが、生徒への支援策というのも間口対策の一つの対策になるのでないかと私は考えるところです。砂川高校も他校にも劣らない生徒への支援策が必要となると思いますので、市民も納得できる支援策が必ず私はなされるものだと期待して、本質問をまず終えたいと思います。

続きまして、地域医療構想の砂川市立病院の経営に及ぼす影響等ということでお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、(1)から再度確認してまいります。(1)についてですけれども、構想の概要をお聞きしますと、2025年問題をゴールに置いた超高齢化社会に備えた改革の一環ではないかと思うところですが、これについて医療体制の再構築というのはやはり避けられない問題だというふうに理解いたします。また、今後、法律の名称もそもそもそうなのでありますが、在宅医療あるいは介護との連携強化が今後必要となっていくと思っておりますけれども、議会のルールで介護分野については私市のほうに確認はできませんので、病院として今後介護の分野とどのような形で連携していくのか、そのお考えをお伺いしたいと思います。

(2)については、経営に及ぼす影響ということで、現時点についてはまだ未確定な部分があるということでしたが、一部報道によれば病床減少ありきの計画ではないかという危惧があるところですので、今後構想が明らか、あるいは構成会議によって結論がいろいろ明らかになってくるとは思いますが、その都度住民、議会その他もろもろ、広報、周知をお願いしたいと思います。

(3)についてですけれども、当初聞いていた地域医療構想ガイドラインを私読んだところ、あとは道の出している今回の構想に関する計画書等を見たところ、一応6月に会議が開催されるということだったのですが、当初の計画よりおくられているということになっ

ていくという状況だとは思いますが。いずれにせよ、地域における医療体制の構築に当たっては、住民や医療関係者の協力が不可欠ということになってきますので、協議の内容や結果については周知や広報をきちんと行ってもらいたいと思います。お願いします。

○議長 飯澤明彦君 病院事務局長。

○病院事務局長 氏家 実君 1点目の今後超高齢化社会ということで、特に在宅介護といった中で今後進めていかなければならないといったことでは、砂川市自体で現在これらについても取り組みを進めていると。特に地域包括ケアシステムの構築が必要であると、そういったことから現在市民部並びに当院の地域医療連携室、そちらのほうで患者情報の共有ネットワークシステム、まずはこれを構築していると。そういったことで、やはり限られた資源ということで市内の病院、さらには診療所、さらには歯科診療所、さらには調剤薬局、そして訪問看護ステーション、介護保険施設、居宅介護の支援事業所、さらには市のふれあいセンター、そういったところとただいま申し上げた患者情報、これを共有する地域包括のケアネットワークシステムを現在構築中で進めているということで、これらによってまずは患者情報をリアルタイムで共有すると、そういったことでサービス担当者会議などでこれらが効率的に開催できると、そして素早いサービスの提供につながっていくと、これによりまして保健、医療、そして介護、福祉の連携が強化され、シームレスな環境が整備されるということで、これらについて現在取り組んでいるといったところでございます。

○議長 飯澤明彦君 武田真議員。

○武田 真議員 (1)については、連携を現在進めている事業を含めてやられていくということで、わかりました。

(3)についてちょっとお答えいただけなかったと思うのですが、今後協議の内容、この構想自体いろいろ要望も難しいというのもあって、なかなか理解は難しいとは思いますが、市民、住民、医療関係者、広報をきっちりやって、今何が行われているのかわからないが何かやられていて、医療体制、医療、介護について不都合が生じるのではないかという漠然とした不安があるような感じも各種報道を見ると見受けられますので、できれば周知、広報をしっかりとやっていただいて、住民の皆さんの不安がなくなるような形で広報していただきたいなと思います。特にこの構想について一部病床が減り、行き場のない患者が出るとの報道、直接そういう報道も実際あるところですので、そういったことはあってはならないことです。計画の策定に当たってはそうしたことがないように関係者の努力を期待して、私のこの質問を終わりたいと思います。

#### ◎延会宣告

○議長 飯澤明彦君 本日はこれで延会します。

延会 午後 3時31分